

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

監査公表

○包括外部監査の結果に関する報告の公表	第1号	(監査委員事務局)	1
---------------------	-----	-----------	---

監査公表

30監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人大島嘉秋から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成30年 1月26日

愛知県監査委員	篠田信示
同	川上明彦
同	山内和雄
同	神野博史
同	鈴木喜博

目次

第1章 外部監査の概要.....1

1 外部監査の種類.....1

2 選定した特定の事件（テーマ）.....1

3 事件（テーマ）を選定した理由.....1

4 外部監査の対象部署.....1

5 外部監査の対象期間.....2

6 外部監査の実施期間.....2

7 外部監査の方法.....2

(1) 監査の主な要点.....2

(2) 主な監査手続.....2

8 包括外部監査人及び補助者.....3

9 利害関係.....3

第2章 監査対象の概要.....4

1 愛知県の災害対策の全体概要.....4

(1) 災害対策基本法に基づく我が国の防災対策.....4

(2) 愛知県の防災体制.....7

2 愛知県の地域特性と想定される被害.....16

(1) 地域特性.....16

(2) 主な地震被害と南海トラフ地震の危険性.....18

(3) 南海トラフ地震による被害想定.....20

3 愛知県の地震対策計画の概要.....29

(1) 全体概要.....29

(2) 第3次あいち地震対策アクションプラン.....30

(3) 愛知県地域強靱化計画.....32

(4) 愛知県災害対策実施要綱.....35

(5) 愛知県庁業務継続計画.....41

(6) 被災者生活再建・産業再建支援マニュアル.....41

4 愛知県の地震対策計画を推進するための詳細計画・施策.....42

(1) 愛知県帰宅困難者対策実施要領.....42

(2) 愛知県市町村津波避難計画策定指針.....42

(3) 広域災害対策.....43

(4) 県の防災物資備蓄場所及び防災に関する協定・幹旋.....44

(5) 愛知県避難所運営マニュアル.....46

(6) 愛知県災害ボランティア活動推進要綱.....47

(7) あいち防災協働社会推進協議会.....48

5 監査対象年度における防災関連事業.....49

(1) 平成28年度に実施した主な事業と所管部局.....49

(2) 防災ヘリコプター管理運営事業.....54

平成29年度
包括外部監査の結果報告書

防災事業に関する財務事務の執行について

愛知県包括外部監査人
公認会計士 大島嘉秋

(3) 愛知県災害救助基金	60
(4) 愛知県災害救助基金による備蓄物資の備蓄方針	61
第3章 監査手続及び監査結果の要約	65
1 監査手続	65
(1) 監査手続	65
(2) 愛知県地域強靱化計画及び地震対策アクションプラン	66
(3) 防災関連施設の視察	69
2 監査結果の要約	70
(1) 自助・共助の強化に向けた更なる工夫	70
(2) ICTの更なる活用に向けた検討	71
(3) 産学官民連携の更なる強化	71
(4) 災害救助用備蓄物資	71
(5) その他	73
3 指摘及び意見の一覧	74
(1) 総合所見	74
(2) 個別所見	74
第4章 監査の結果	77
1 本章の構成	77
2 総合所見	78
(1) 自助・共助の強化に向けた更なる工夫	78
(2) ICTの更なる活用に向けた検討	81
(3) 産学官民連携の更なる強化	84
3 個別所見	86
(1) 人命の確保	86
(2) 生活の確保	91
(3) 社会機能の確保	108
(4) 迅速な復旧・復興	112
(5) 防災力の向上	119
(6) その他	126

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。
したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

【指摘】「法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項」

【意見】「法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項」

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「防災事業に関する財務事務の執行について」

3 事件（テーマ）を選定した理由

県では、南海トラフ地震などにより甚大な被害が予測されている。また、全国的にも台風、異常気象による集中豪雨などの風水害が多く発生している。

こうした中、県では、県民の生命・財産を守ることを目標として「愛知県地域強靱化計画（平成27年8月策定、平成28年3月拡充）」「第3次あいち地震対策アクションプラン（平成26年12月策定、平成29年3月改訂）」を策定し、地震対策関連事業（平成28年度当初予算約913億円）を始めとする防災事業に取り組んでおり、防災事業が適切に実施されているかについて検討することは、県民にとっても関心が高いところであると考える。

そこで防災事業に関する事務の執行をテーマとして選定し、防災事業の事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしたがって執行されているかについて検討し、あわせてこれらの事務の執行について3E（有効性、効率性、経済性）の観点から総合的に監査を行うことを考えた。

4 外部監査の対象部署

- ・防災局
- ・振興部
- ・健康福祉部
- ・産業労働部
- ・農林水産部
- ・建設部
- ・教育委員会

5 外部監査の対象期間

平成28年度（自：平成28年4月1日 至：平成29年3月31日）
ただし、必要があると判断した場合には、平成27年度以前に遡り、また、一部平成29年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成29年6月9日 至：平成29年12月14日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ア 防災事業の事務が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して行われているか。
- イ 防災事業の事務が、目的に適合しており有効かつ効率的に行われているか。
- ウ 防災事業の事務が、経済性に配慮して行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧を実施した。
- イ 防災に関する各種計画等に関する事務が適切に行われているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- ウ 防災関連施設が適切に整備され、また、物資の備蓄が適切になされているかを確認するため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- エ 防災に関する事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- オ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

- 大島 嘉秋 (公認会計士)
- 松井 伸 (公認会計士)
- 仲友佳子 (公認会計士)
- 鈴木 徹也 (公認会計士)
- 中村 貢 (公認会計士)
- 大野 由美子 (公認会計士)
- 岩田 香織 (公認会計士)
- 今瀬 彰夫 (公認会計士)
- 松下 哲明 (公認情報システム監査人)
- 水谷 博之 (弁護士)

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

1 愛知県の災害対策の全体概要

(1) 災害対策基本法に基づく我が国の防災対策

我が国は地理的、地形的、気象的諸条件から、地震や津波、台風、豪雨、豪雪等の自然災害が発生しやすい国土である。そのため、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することは国の最重要課題である。国は昭和34年の伊勢湾台風を受けて昭和36年に災害対策基本法を定め、総合的かつ計画的な防災体制の整備を図っている(図1)。



図1 災害対策基本法の概要(出典：「日本の災害対策」(内閣府))

同法は、予防、応急、復旧・復興という災害のあらゆる局面に応じて、国や地方公共団体等の権限と責任を明確にしている。まず、国は組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずることが定められている。また、都道府県に対しては、1) 防災に関する計画を作成、2) 法令に基づき計画を実施、3) 市町村等の防災に関する事務又は業務の実施を助け、また、総合調整を行う役割が求められている(表1)。

表1 国、都道府県、市町村の責務

機関	役割	災害対策基本法適用条文
国	国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその他の総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。	第3条
都道府県	都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。	第4条
市町村	市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。	第5条

(出典：災害対策基本法を基に監査人が作成)

このような国、都道府県、市町村の責務のほか、災害対策基本法では国に中央防災会議を、県及び市町村には地方防災会議の設置を定めている。中央防災会議は内閣総理大臣を会長とし、全閣僚、主要な公共機関の長及び学識経験者で構成されたものである。防災の基本方針の策定、防災に関する重要事項を審議するなど、国としての総合的な災害対策を推進する役割を担っている。また、地方公共団体においては、知事又は市町村長を長とした防災会議が設置され、当該地域に係る防災に関する重要事項を審議している。

また、国、地方自治体には防災計画の策定及び対策の推進が求められている。国が作成する防災基本計画は、県や市町村が作成する地域防災計画の基となる防災対策の総合的・長期的計画であり、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切な、防災に関する科学技術の研究の推進等を定めている。また、地震、津波、風水害など災害の種類別に、予防、応急、復旧・復興の各段階に沿って、講ずべき対策を記述している。

この防災基本計画に基づき県や市町村は地域防災計画を作成し、防災に関する様々な取組を行っている(図2)。

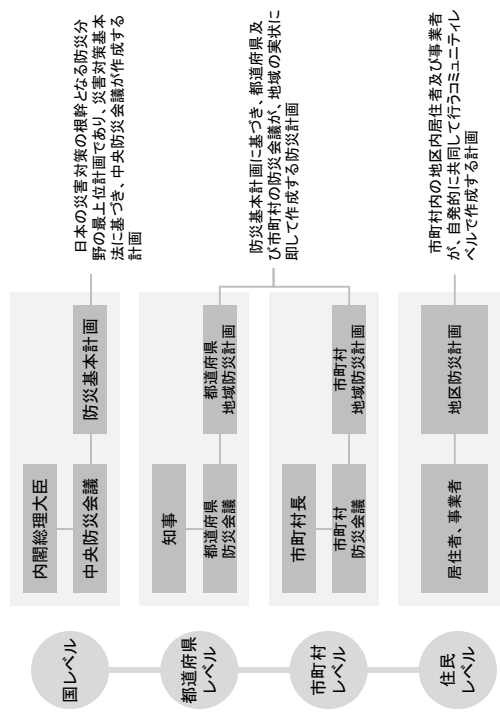


図2 災害対策基本法に基づく防災体系
(出典：災害対策基本法を基に監査人が作成)

このように、我が国の防災対策は災害対策基本法が中心となっており、同法によって防災に関する組織、役割、権限などが定められている。

子力災害対策計画」から成り立っており、それぞれ「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧（・復興）」の各段階に区分して、防災に関する計画を定めている。

ウ 組織体制

県庁内の組織として防災局を設置しており、その中に防災危機管理課、災害対策課、消防保安課が設置されている。これらの事務分掌は、「愛知県行政組織規則」第6条の2で規定されている（表2）。

表2 各課の事務分掌の例

組織	事務分掌（一部抜粋）
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 防災局全般に関連する政策の調整並びに防災局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。 防災局の行政運営の管理に関すること。 防災対策の総合的な企画調整及び推進に関すること。 国土強靱化に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関すること。 防災思想の普及啓発に関すること。
災害対策課	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の危機管理体制の確保に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。 市町村の防災対策に関する助言、連絡調整等に関すること。 防災関係機関との連携及び調整に関すること。 災害救助に関すること（地域福祉課の事務分掌事項を除く）。 被災者生活再建支援に関すること。
消防保安課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の消防に関する助言、連絡調整等に関すること。 火災予防思想の普及啓発に関すること。 消防施設の強化拡充に関すること。 防災ヘリコプターに関すること。 消防学校に関すること。

（出典：愛知県行政組織規則を基に監査人が作成）

(2) 愛知県の防災体制

ア 愛知県防災会議の設置

県では災害対策基本法第14条に基づき、愛知県防災会議を設置しており、主な所管業務は次のとおりである。

【所管事務】

- ・「愛知県地域防災計画」の作成及び同計画の実施推進
- ・防災に関する重要事項の審議及び意見具申
- ・災害発生時における、災害復旧に関する関係機関相互の連絡調整等

同会議は1年に1回以上開催されており、平成28年5月31日の防災会議では、熊本地震に対する支援状況や、熊本地震で認められた課題に対する愛知県の現状（例えば物資の不足に対しては備蓄の現状）が報告されており、防災会議において防災対策のタイムリーな見直しを図っている。平成29年5月30日開催の防災会議では、「愛知県地域防災計画」の修正、平成29年度愛知県水防計画、平成29年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱など、県の防災対策の基本方針を審議している。

イ 愛知県地域防災計画

災害対策基本法第41条において、地域防災計画は国が作成する防災基本計画と矛盾、又は抵触するものであってはならないことが定められていることもあり、県の地域防災計画も国の防災基本計画に沿った形で作成されている。「愛知県地域防災計画」は県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関¹、指定地方公共機関²等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

本計画は、「風水害等災害対策計画」、「地震・津波災害対策計画」及び「原

1 指定地方行政機関とは、災害対策基本法第2条第4項に定める、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
 2 指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5項に定める、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
 3 指定地方公共機関とは、災害対策基本法第2条第6項に定める、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

エ 災害応急対策及び災害復旧・復興段階の組織体制

(7) 愛知県災害対策本部

災害発生時（災害が発生する恐れのある時）には、愛知県災害対策本部を緊急的に設置し、災害に関する情報収集、災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施等を行う（図3）。

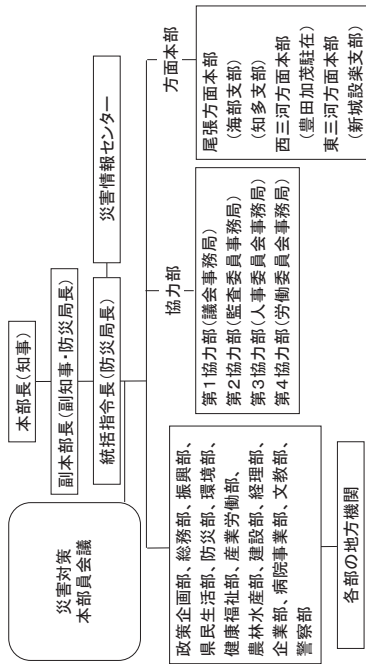


図3 愛知県災害対策本部（出典：県作成資料）

(4) 災害対策本部会議

災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、その実施推進のため災害対策本部に「災害対策本部会議」を置く（表3）。

表3 災害対策本部会議の構成メンバー

本部長	知事
副本部長	副知事、防災局長
本部員	教育長、警察本部長、政策企画局長、総務部長、総務部人事局長、振興部長、振興部観光局長、県民生活部長、防災局次長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部保健医療局長、産業労働部長、産業労働部労働局長、農林水産部長、農林水産部農林基盤局長、建設部長、建設部建築局長、会計局長、企業庁長、病院事業庁長、その他本部長が必要と認める者

（出典：県作成資料）

(7) 災害情報センター

災害に関する情報の収集・伝達、部相互の連絡調整及び災害応急対策に関する基本的事項を円滑に実施するため、災害情報センターを開設する（図4）。

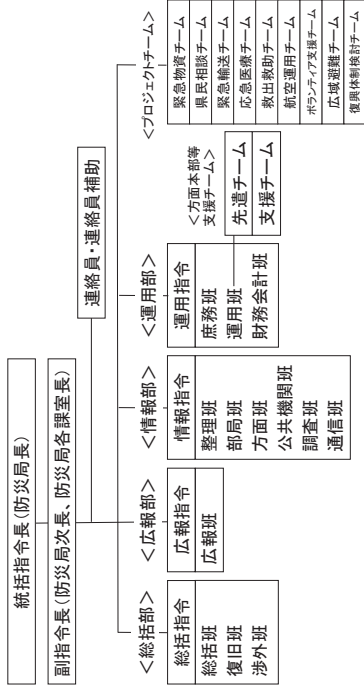


図4 災害情報センター（出典：県作成資料）

(1) 方面本部

管内の市町村の被害の状況把握と、管轄する防災関係機関との総合調整や、緊急物資の配分、県民からの相談対応などの災害応急対策活動を行う、災害時ににおける地域拠点として方面本部制（尾張・東三河・西三河）を執る（図5）。

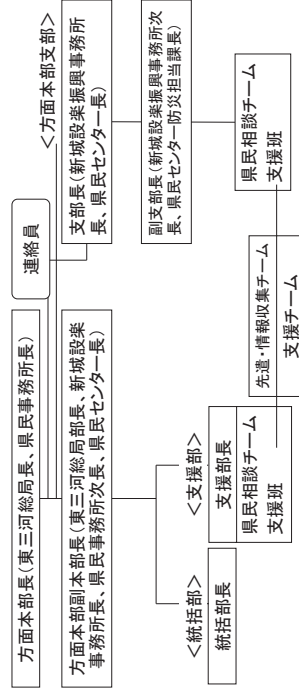


図5 方面本部（出典：県作成資料）

カ 公助による取組の限界と愛知県民の自助の取組状況

県では死者約6,400人、全壊・焼失建物は約94,000棟、1週間後の避難者数は約150万人（「過去地震最大モデル」の場合）など極めて大きな被害が予測されている。

また、海抜ゼロメートル地帯を抱える名古屋市熱田区、中川区、港区、南区、愛西市、あま市、津島市、弥富市、蟹江町、飛島村には合計約86万人もの人々が生活している。これらの地区が津波によって浸水した場合は被災者が他地区に避難することも想定され、非浸水地区にて極めて大量の被災者を受け入れなければならない可能性がある。

このような被害が予測される中、愛知県には公助を担う人材として、約46,000人（愛知県8,400人、県内市町村の合計約37,600人）の行政職員、警察約14,500人、消防約8,000人⁵しか存在しない。内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月）では、警察、消防、自衛隊を合わせ全国から約14.5万人を被災地に派遣することを計画しており、このうち中部圏には4割程度の派遣が想定されている。もちろん、被害状況に応じて派遣割合は変更されるものの、計画どおりに4割が中部圏に派遣され、その人数を愛知、三重、静岡に同数で配分したものとすれば、愛知県の応援人員は約1.9万人である。

1週間後の避難者数が最大150万人に対し、公助の担い手である行政職員等は愛知県の行政職員等6.8万人と応援部隊の1.9万人の合計8.7万人であり、いかに行政が入念な準備を行ったとしても、住民が被災直後からきめ細やかな支援を受けることは困難である。

地域コミュニティに密着して活躍することが期待される消防団員数に着目すると、愛知県は前年度よりも310人増加（平成29年4月1日時点）した。これは県が「あいち消防団応援の店」事業、学生消防団活動認証制度などを実施した成果ともいえ、県の努力は評価できる。しかし、防災白書（平成28年版）では、消防団員数の減少や高齢化を指摘しており、中長期的には愛知県もこのような課題が生じる可能性が高い。したがって、消防団による支援にも限界が予測される。

県の被害想定では、浸水・津波の早期避難率が低い場合は、浸水・津波により約13,000人もの死者が生じるが、早期避難率が高い場合（かつ、的確な津波情報・避難情報の伝達や呼びかけ等）によって切迫避難あるいは避難しな

い人がいなくなる場合）は約7,600人と大幅に被害が低減する。自助の強化による被害の低減効果は、極めて大きいことが分かる。自助の強化は直接被害の低減に留まらない。例えば耐震化によって家屋の損傷が免れた場合、行政は罹災証明の発行や仮設住宅の手配といった事務が軽減されるほか、経済被害の低減にもつながる。

これらを踏まえれば、災害時には支援を受け「受援者」となるのではなく、「支援者」として活動できるよう、平時から自助・共助に向けた取組を実践することは県民の責務といえる。

県は自助・共助といった防災に関する県民意識を把握するため、2年に1回「防災（地震）に関する意識調査」を実施している。本調査において、平成21年度からの経年変化を分析したところ、食料・水を3日分以上備蓄している人は約30%、大部分の家具を固定している人は約10%で推移し、大きな変動は認められなかった。

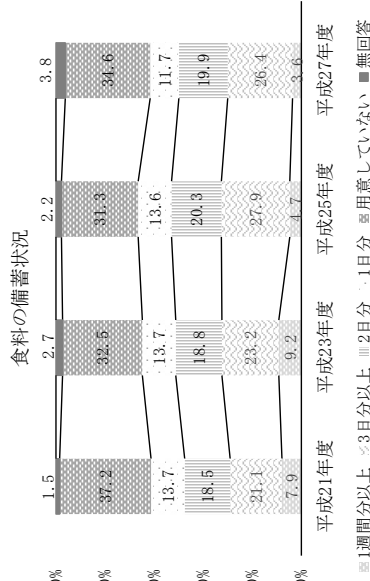


図7 食料の備蓄状況の推移

（出典：「防災（地震）に関する意識調査」（愛知県）を基に監査人が作成）

4 南海トラフ地震による被害想定モデルであり、詳細はP.20参照。
 5 「平成28年地方公共団体定員管理調査」（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室調査係、平成29年3月）より。
 6 「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」（平成26年3月）より。最大想定モデル、地震動：陸側、津波：ケース①、冬：深夜に発生した場合。

や公的支援のリソース状況を鑑みれば、県民の自助の取組をさらに強化する必要がある。

2 愛知県の地域特性と想定される被害

愛知県は南海トラフ地震の危険性が指摘されている。南海トラフ地震は、これまでおおよそ100～150年前後の周期で発生しており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過している。そのため、現時点では発生の切迫性が非常に高まっている。加えて、ひとたび発生すれば、県内で約6,400人の死者、約94,000棟の建物の全壊・焼失（「過去地震最大モデル」の地震・津波の場合）など、甚大な被害が予測されている。防災対策には地震、風水害、火山など様々な分野が存在するが、発生確率、被害の甚大性から県は地震対策を重点課題として認識していることに加え、県民の関心も高いものと推察される。したがって、本誌以降は県の防災対策のうち特に地震対策に焦点を当てるとし、本誌以降は県の地震対策を記載している。

(1) 地域特性

ア 地域毎に異なる地形

愛知県の西部から南部にかけての一带では平野が分布しており、その一部ではゼロメートル地帯が広がっている。特に、愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野では約400km²ものゼロメートル地帯がある（図10）。

また、濃尾平野は地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。

このような地域において、仮に、海岸や河川の堤防等が被災した場合には、ゼロメートル地帯を中心に、津波、高潮、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことにより長期的に浸水するおそれがある。

実際、昭和34年9月の伊勢湾台風（昭和34年台風第15号）では、県全体の浸水面積は350km²に達した。そのうち1週間以上の浸水面積は約231km²に及び、県西部では全ての解消に3ヶ月程度を要した。したがって、広大なゼロメートル地帯を有する愛知県においては、津波による浸水対策は極めて重要といえる。

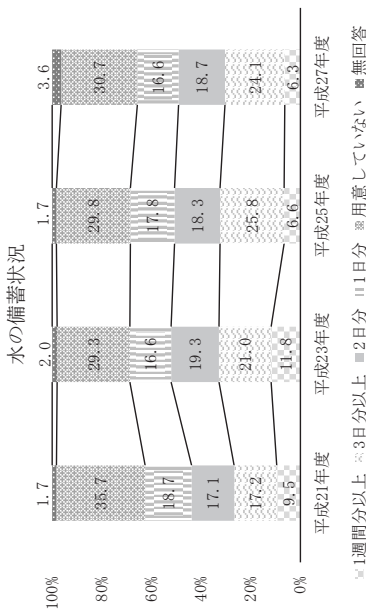


図8 水の備蓄状況の推移
(出典：「防災（地震）に関する意識調査」（愛知県）を基に監査人が作成）

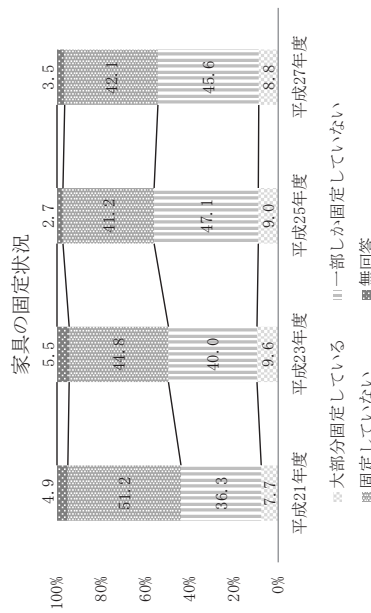


図9 家具の固定状況の推移
(出典：「防災（地震）に関する意識調査」（愛知県）を基に監査人が作成）

近隣県も同様の意識調査を実施しており、その結果と比較して、愛知県民の意識が著しく低いとはいえない。しかしながら、南海トラフ地震の被害想定

⁷ 例えば岐阜県では「地震・防災に関するアンケート」、三重県では「防災に関する県民意識調査」として、毎年意識調査を行っている。

また、大消費地に近いという立地条件や恵まれた自然条件の下で、愛知県は全国有数の農業県として発展してきた。平成25年の農業産出額約3,084億円は、全国で7番目に高い。東京都、大阪府に次ぐ県内総生産を有する大都市地域である中、第1次・第2次・第3次産業がいずれも活発な地域といえる。

さらに、愛知県は東海道新幹線、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道や全線開通を目指して建設が進む新東名・新名神高速道路等の高速交通ネットワークがある。平成39年度にはリニア中央新幹線の東京都一名古屋間の開業が予定されているなど、我が国の社会・経済活動を支える東・西・南北交通の要衝である。産業、農業地区が集積し、また、交通基盤の節点でもある愛知県において大規模災害が生じた場合、サブライチエーンや物流網の途絶等を通じて被害連鎖が拡大し、国全体に影響が生じることも予想される。

このような地域特性を踏まえると、県では企業や県民に対して、減災行動の取組をこれまで以上に促進することが求められるとともに、早期に産業活動が復旧できるよう、ライフライン・道路・空港・港湾・情報通信といったインフラ関連の企業と協議しながら、早期の復旧に向けた準備が必要である。

(2) 主な地震被害と南海トラフ地震の危険性

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われてきた(表5)。

表5 明治以降に発生した地震による愛知県の主な被害

年月日	名称(地震の規模) (※1)	被害の状況 (※2)
明治24年10月28日	濃尾地震(M8.0)	・ 死者2,638名 ・ 家屋全壊85,511棟 ・ 家屋半壊55,655棟
昭和19年12月7日	東南海地震(M7.9)	・ 死者・行方不明438名 ・ 家屋全壊16,532棟 ・ 家屋半壊35,298棟
昭和20年1月13日	三河地震(M6.8)	・ 死者2,306名 ・ 家屋全壊16,408棟 ・ 家屋半壊31,679棟

※1 地震の規模は理科年表による。

※2 被害の状況は愛知県分のみ。

(出典：愛知県ホームページ)

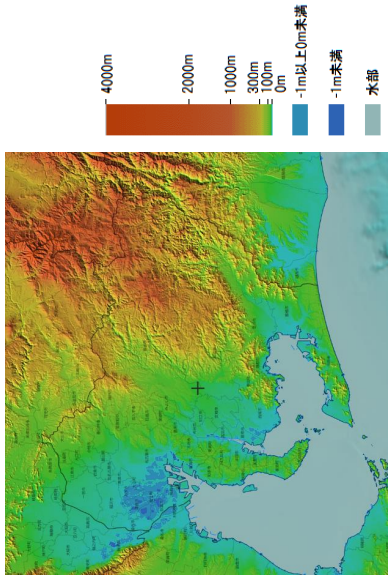


図10 愛知県の色別標高図

(出典：国土地理院：<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

このほか太平洋からの津波では、渥美半島の太平洋沿岸や伊勢湾・三河湾の湾口近くの離島・沿岸部で高い津波となり、地震発生後から短い時間で津波が到達するおそれがある。津波高・津波到達時間ともに、県内で地域による違いが大きいことも特徴の一つである。

三河山間地域は、豊かな自然を有する一方で、土砂災害の発生が懸念される。山間部はひとたび道路網が寸断すると、孤立する集落が発生することも想定され、このような地区に対する支援体制の確立が求められる。

イ 中京圏の中心

愛知県の総人口は、約748万人(平成27年国勢調査)で、東京都・神奈川県・大阪府に次いで全国第4位であり、全人口の約5.9%を占める。また、人口密度は、1,447人/㎢(全国第5位)である。このように多くの人口を有する愛知県は、三大都市圏の一つである中京都市圏の中心を担っている。中京圏の製造品出荷額等は首都圏や近畿圏を上回っており、日本経済を支える自動車関連をはじめとしたモノづくりの先進地域となっている。

経済活動別県内総生産を見ると、愛知県では輸送用機械を始めとした製造業が占める割合が全国に比べて高い。平成26年の製造品出荷額等は43兆8,313億円で全国の14.4%を占め、昭和52年以降38年連続で全国第1位を維持し続けている。

表6 南海トラフで発生する地震の確率

領域又は地震名	予想した地震規模 (M)	発生確率 (算定基準日 平成29年1月1日)
	M8～9クラス	10年以内 30年以内 50年以内
南海トラフ		20%～30% 70%程度 90%程度若しくはそれ以上

(出典：「活断層及び海溝型地震の長期評価結果」(地震調査研究推進本部(本部長：文部科学大臣)))

(3) 南海トラフ地震による被害想定

県の地震被害予測調査(平成26年5月公表)においては、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定している。

A) 「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル(愛知県地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置付けられるもの)である。

B) 「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル(主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの)である。

ア 地震動

県が災害対策の軸として位置付けたA「過去地震最大モデル」では、県内の低地部及び丘陵地部の大半が震度6弱以上であり、三河湾沿岸や名古屋港周辺では、震度6強から一部で震度7がみられる。県北部の山地を主体とする地域は、おおむね震度5強が予測されている(図12)。

このうち、昭和19年に発生した東南海地震は、南海トラフ沿いに震源域を有する地震である。南海トラフ沿いでは、1707年宝永地震以降の5つの地震(1707年宝永地震(M8.6)、1854年安政東海地震(M8.4)・安政南海地震(M8.4)、1944年昭和東南海地震(M7.9)、1946年昭和南海地震(M8.0))が確認されている(図11)。

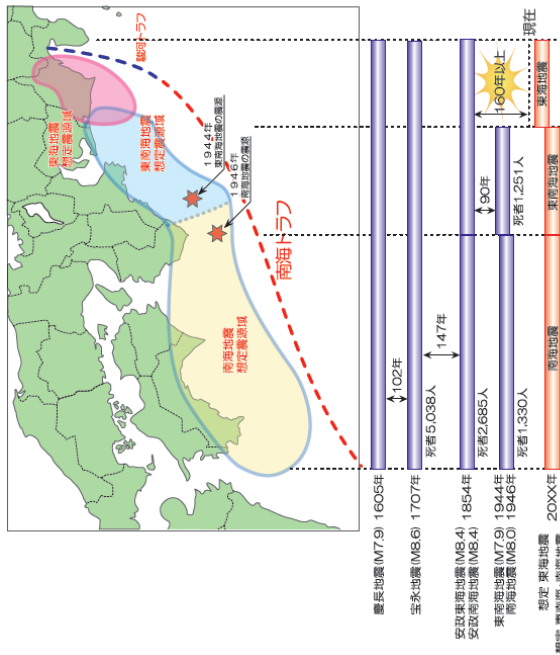


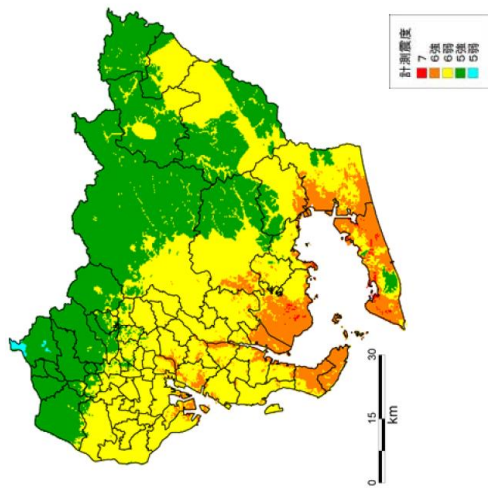
図11 南海トラフから駿河トラフに沿った領域で発生した過去の巨大地震の震源域

(出典：気象庁ホームページ：http://www.data.jma.go.jp/svd/evn/data/toka/1_tokai_en2.html)

図11より南海トラフ沿いではおよそ100～150年前後の周期で大規模地震が発生していることが分かる。昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しており、国の地震調査研究推進本部(本部長：文部科学大臣)では、南海トラフ地震の発生確率は30年以内に70%程度と予測している(表6)。そのため、県では発生確率や被害規模から、南海トラフ地震を最優先で対策を講じるべき対象としている。

イ 液状化

県が災害対策の軸として位置付けたA「過去地震最大モデル」では、濃尾平野、岡崎平野及び豊橋平野を中心に、液状化危険度が極めて高いエリアが広がっている(図13)。液状化が発生した地区では、建物の沈下や、上下水道の途絶により、多数の住民が避難所に避難する可能性が考えられる。

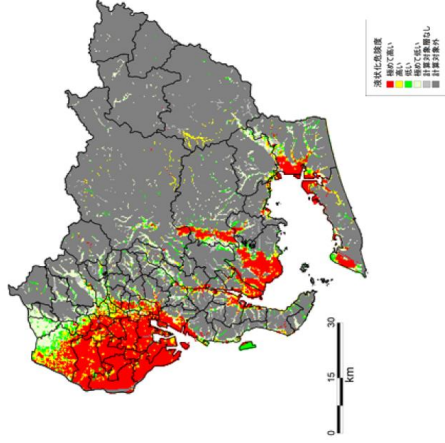


A) 過去地震最大モデル

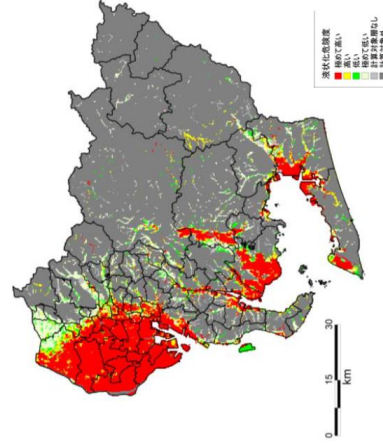
B) 理論上最大想定モデル(陸側ケース)

図12 地表震度分布

(出典:「平成23年度～25年度愛知県・東海地震・南海地震等被害予備調査報告書」(平成26年3月))



A) 過去地震最大モデル



B) 理論上最大想定モデル(陸側ケース)

図13 液状化危険度

(出典:「平成23年度～25年度愛知県・東海地震・南海地震等被害予備調査報告書」(平成26年3月))

ウ 浸水津波

B) 「理論上最大想定モデル」では、瀬美半島の外海では最短のケースで約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定されている（図14）。堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水することが予測されており、この地区に対する対策は極めて重要である。また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定されている。

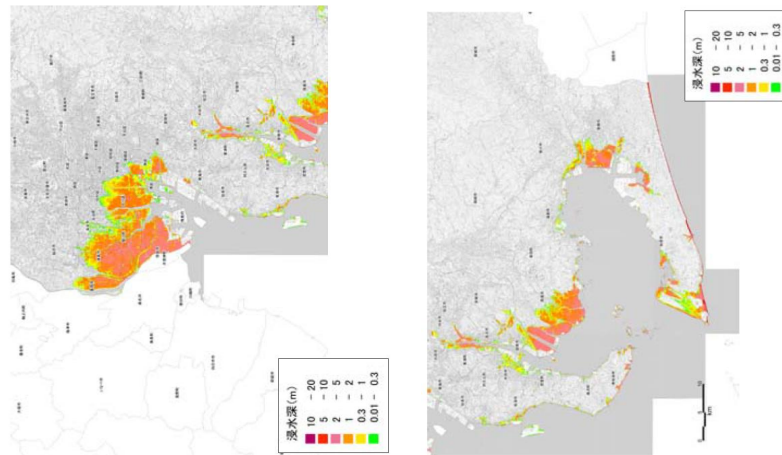


図14 理論上最大想定モデル（ケース①）の津波最大浸水分布

（出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」（平成26年3月）

エ 人・建物被害

これまで述べた地震動、液状化、津波により、A) 「過去地震最大モデル」では約6,400人もの死者が発生し、建物の全壊戸数は約94,000棟と推測されている。阪神・淡路大震災では、死者が約6,400人、全壊は約104,000棟であり、ほぼ同じ規模の被害が県内で発生することになる（表7）。

表7 人・建物の被害想定

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル （※2）	理論上最大想定モデル （※3）
建物倒壊等による死者 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	約2,400人 （約200人）	約14,000人 （約1,000人）
浸水・津波による死者 （うち自力脱出困難 （うち逃げ遅れ）	約3,900人 （約800人） （約3,100人）	約13,000人 （約5,500人） （約7,100人）
急傾斜地崩壊等による死者	約50人	約70人
地震火災による死者	約90人	約2,400人
合計（※1）	約6,400人	約29,000人

- ※1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。
- ※2 A) 「過去地震最大モデル」は、季節時間帯別に想定された3ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬深夜5時）のケースの値を引用した。
- ※3 B) 「理論上最大想定モデル」は、地震及び津波のケース別に想定された複数ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合のケースの値を引用した（地震：陸側、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜5時の被害想定結果）。

（出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」（平成26年3月）

表8 「過去地震最大モデル」における生活への影響

項目		想定結果
避難者 (避難者数)	1日後	約 377,000 人
	避難所外	約 341,000 人
	合計	約 718,000 人
	避難所	約 799,000 人
	避難所外	約 748,000 人
	合計	約 1,547,000 人
1週間後	避難所	約 298,000 人
	避難所外	約 832,000 人
	合計	約 1,130,000 人
1カ月後	避難所	約 3,226,000 人
	避難所外	約 832,000 人
	合計	約 1,130,000 人
外出者数	帰宅困難者数	約 858,000～約 930,000 人
	1～3日目の計	約 13,000 トン
飲料水不足	4～7日目の計	約 245,000 トン
	1～3日目の計	約 214 万食
物資不足	4～7日目の計	約 791 万食
	毛布不足	約 45 万枚
医療機能支障 不足数	入院対応	約 6,300 人
	外来対応	約 5,100 人

(出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」(平成26年3月))

【建物被害 (全壊・焼失)】

地震の区分	過去地震最大モデル (※2)	理論上最大想定モデル (※3)
揺れによる全壊	約 47,000 棟	約 242,000 棟
液状化による全壊	約 16,000 棟	約 16,000 棟
浸水・津波による全壊	約 8,400 棟	約 22,000 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟	約 700 棟
地震火災による焼失	約 23,000 棟	約 101,000 棟
合計(※1)	約 94,000 棟	約 382,000 棟

※1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※2 A) 「過去地震最大モデル」は、季節時間帯別に想定された3ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合(冬夕方18時)のケースの値を引用した。

※3 B) 「理論上最大想定モデル」は、地震及び津波のケース別に想定された複数ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合のケースの値を引用した(地震：陸側、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方18時の被害想定結果)。

(出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」(平成26年3月))

オ 避難者数、帰宅困難者など

避難者は断水の影響を受けて1週間後に約155万人(避難者数は避難所に約80万人、避難所外に約75万人)と想定されている。このほか、帰宅困難者、飲料水、食料等の不足は表8のとおりである。

カ ライフライン

被災直後、上水道は最大約702万人、給水人口の約9割が断水すると想定される。また、95%が復旧するのに約6週間を要する。

下水道は震災1日後で、最大約320万人、処理人口の約6割が利用困難となると想定される。また、95%が復旧するのに約3週間を要する。このほか、電力、通信及びガスは表9のとおり予測されている。

表9 「過去地震最大モデル」におけるライフラインへの影響

項目		想定結果
上水道	給水人口	約 7,375,000 人
	直後	約 7,021,000 人(約 95%)
	1日後	約 6,306,000 人(約 86%)
	1週間後	約 3,834,000 人(約 52%)
	1ヶ月後	約 579,000 人(約 8%)
	復旧期間	6週間程度
下水道	処理人口	約 5,376,000 人
	直後	約 953,000 人(約 18%)
	1日後	約 3,207,000 人(約 60%)
	1週間後	約 538,000 人(約 10%)
	1ヶ月後	約 74,000 人(約 1%)
	復旧期間	3週間程度
電力	需要軒数	約 4,227,000 軒
	直後	約 3,757,000 軒(約 89%)
	1日後	約 3,406,000 軒(約 81%)
	4日後	約 58,000 軒(約 1%)
	1週間後	約 36,000 軒(約 1%)
	復旧期間	1週間程度
通信 【固定電話】	需要回線数	約 1,352,000 回線
	直後	約 1,205,000 回線(約 89%)
	1日後	約 1,094,000 回線(約 81%)
	1週間後	約 31,000 回線(約 2%)
	1ヶ月後	約 24,000 回線(約 2%)
	復旧期間	1週間程度
通信 【携帯電話】	直後	約 2%
	1日後	約 81%
	4日後	約 3%
	1週間後	約 2%
	復旧期間	1週間程度

項目		想定結果
ガス 【都市ガス】	需要戸数	約 1,862,000 戸
	直後	約 169,000 戸(約 9%)
	1日後	約 169,000 戸(約 9%)
	1週間後	約 130,000 戸(約 7%)
	1ヶ月後	—
	復旧期間	2週間程度
ガス 【LPGガス】	需要世帯数	約 999,000 世帯
	直後	約 162,000 世帯(約 16%)
	機能支障世帯(率)	
	復旧期間	1週間程度

※1 復旧期間の算定においては、津波等により被災した需要戸数等は復旧対象戸数等から除外し 95%が復旧するのにかかる日数としている。

※2 LPGガスについては、被害量の推移は試算していない。

(出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」(平成29年3月))

これまで述べたとおり、愛知県は中京圏の中心であり、製造業を中心とした産業の集積地でもある。このような地域特性を有する一方、南海トラフ地震によって多くの死者、住家の破損などが予測されており、県の防災対策が重要なことが分かる。

また、このように広域かつ甚大な災害では、自治体による公助にも限界が予測され、県民及び県内事業者による自助・共助の備えが欠かせないことが分かる。

3 愛知県の地震対策計画の概要

(1) 全体概要

県の地震防災に関する規程の体系は、図15のとおりである。既に述べたとおり、①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧・復興のいずれのフェーズにも「愛知県地域防災計画」は関連しており、県の災害対策の中心的な役割を担っている。また、この「愛知県地域防災計画」を補完する形で、「第3次あいち地震対策アクションプラン」、「愛知県地域域強化計画」など様々な計画を立案している。そこで、ここでは「愛知県地域域強化計画」以外の主要な計画について概説する。



※ 復興方針（ビジョン）、復興計画については、大規模自然災害により想定される甚大な被害からの早期復興を目的として発災後に作成するものである。

図15 県の地震防災に関する規程体系
(出典：「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」)

(2) 第3次あいち地震対策アクションプラン

第3次あいち地震対策アクションプラン（以下「地震対策アクションプラン」という。）は、愛知県地震防災推進条例（平成16年愛知県条例第2号）第9条第1項の規定に基づく地震対策の行動計画である。計画期間は平成27年度（2015年度）～平成35年度（2023年度）であり、死者数を約6,400人から約1,200人（約8割減）、建物の全壊・消失棟数を約94,000棟から約47,000棟（約5割減）といった減災目標を設定している。この減災目標を達成するため17個の具体目標や254（平成29年3月改訂）のアクション項目を設定している（表10）。さらに、東日本大震災の教訓及び県被害予測調査の結果等を踏まえ、特に重要な69のアクション項目を抽出している。このように、施策の優先順位を検討しながら、県は地震対策を進めている。

表10 17個の具体目標

項目	目標	現状
1. 住宅の耐震化率	95% (H32)	85.8% (H25)
2. 建築物の耐震化	耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数を15,302棟 (H23)を1/5に削減 (H32)	耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数15,302棟 (H23)
3. 家具の固定率	65%	54.4% (H27)
4. 学校の耐震化	早期の完了	県立学校99.3% (H28) 市町村立学校99.8% (H28)
5. 県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率	100%	96.2% (H27)
6. 県有施設の耐震化率	100%	100% (H27)
7. 自主防災組織による活動カバー率	100%	95.1% (H27)
8. 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消	100%解消に近づける (H32)	地震時等に著しく危険な密集市街地104ha (H28)

また、アクション項目ごとに可能な限り数値目標を設定するとともに、担当部局課室等を明示し、進捗管理を行っている。対策の進捗に遅れが生じた場合には改善の方法を検討し、進捗管理の徹底を図るとともに、「地震対策アクションプラン」の中で点検や改善が行われるようPDDCAサイクルを組み込んでいる。さらに、対策の進捗及びアクション項目の充実等の状況については、愛知県防災対策有識者懇談会を活用し、定期的に検証を行っている。

(3) 愛知県地域強靱化計画

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法に基づき、国は国土強靱化基本計画を策定し、国土強靱化を推進する上での基本的な方針を明確にしている。また、基本法では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。

県では、今後の地震防災対策の行動計画となる「地震対策アクションプラン」を策定したところであったが、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」を策定している。

この中で、県は次の4つの基本目標を掲げている。

1. 県民の生命を最大限守る。
2. 地域及び社会の重要な機能を維持する。
3. 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
4. 迅速な復旧復興を可能とする。

県は事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定するとともに、4つの基本目標の達成に向け、実施されるべき施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を策定している（表11）。加えて、達成すべき目標を明確するため可能な限りKPI（重要業績指標）を策定している。

表11 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

項目	目標	現状
9. 大規模盛土造成地の有無等の公表率	50% (H28)	79.6% (H27)
10. 津波避難ビル等を指定している市町村の割合	100% (27市町村)	70% (19市町、H28)
11. 本県被害予測調査等（※1）に基づく津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施する市町村の割合	100% (27市町村)	62.9% (17市町村、H27)
12. 防災行政無線の整備率	100%	80% (H27)
13. 緊急連絡メールの整備率	100%	100% (H27)
14. 津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合	100% (27市町村)	63% (17市町村、H27)
15. 本県被害予測調査等（※1）に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率	100%	18.5% (10市町村、H27)
16. 事業継続計画を策定している企業の割合 （大企業及び中堅企業の現状は全体の数値）	100% (大企業) 50% (中堅企業) 12% (中小企業)	60.4% (大企業、H26) 29.9% (中堅企業、H26) 7.1% (中小企業、H26)
17. 業務継続計画の策定	県及び県内すべての市町村	県及び27市町村 (H28)

※1 「本県被害予測調査等」は、東日本大震災を踏まえて実施された被害予測調査を示す。

※2 網掛部分は、監査の対象とした項目である。

（出典：「第3次愛知県地域強靱化アクションプラン具体目標に対する進捗状況」を基に監査人が作成）

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
1-4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生
1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
3-4 名古屋三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サブライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
5-1 サブライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2 社会経済活動、サブライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
5-6 食料等の安定供給の停断

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサブライチェーンの機能停止
6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
6-5 異常濁水や火山噴火等による用水の供給の途絶
6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない
7-1 市街地での大規模火災の発生
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-5 有害物質の大規模拡散・流出
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

※ 網掛部分は、監査の対象とした項目である。

（出典：「愛知県地域強靱化計画」）

計画の着実な推進に向け、愛知県地域強靱化推進本部及び同幹事会を中心とした全庁的な体制のもと、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者と連携・協力・調整により取り組を行っている。

また、「地震対策アクションプラン」と同様に、進捗管理も行っており、毎年

度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況を把握している。さらに、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に「愛知県地域強靱化計画」全体を見直すこととしている。

(4) 愛知県災害対策実施要綱

「愛知県災害対策実施要綱」は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）並びに「愛知県地域防災計画」に基づき策定されている。同要綱は県が所掌する事務又は業務について防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防（地震災害に関する警戒宣言発令等に伴う対応を含む）、災害応急対策、災害復旧その他災害対策に関し執るべき措置を定めている。

「愛知県地域防災計画」は県や市町村、指定公共機関等が実施すべき事項を定めているが、「愛知県災害対策実施要綱」は県の防災活動態勢と防災活動を定めたものである。また、「愛知県地域防災計画」の災害予防や災害応急対策業務をより具体的に記載している（表12）。

表12 知事の事務部局及び教育委員会事務局において
処理すべき防災に関する事務又は業務

1. 振興部	
(地域政策課)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する振興部の所掌する事務の総合的企画及び調整に関すること。 ・ 災対法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標準及び証明書の交付の補助に関すること。
(航空対策課)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県名古屋飛行場の防災対策に関すること。 ・ 「愛知県名古屋飛行場に関する現地協定」に基づく航空自衛隊第1輸送航空隊司令への支援の要請に関すること。
2. 防災局	
(防災危機管理課)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災局の所掌する事務の総合的企画及び調整に関すること。 ・ 防災計画に関すること。 ・ 防災会議に関すること。 ・ 防災意識の普及啓発に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域ボランティア支援本部等防災ボランティア活動に関すること。
(災害対策課)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の防災行政の支援の総括に関すること。 ・ 市町村地域防災計画の協議助言に関すること。 ・ 災対法第53条の規定による被害状況等の報告に関すること。 ・ 災対法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標準及び証明書の交付に関すること。 ・ 災害に関する相互応援に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 気象予報等の収集、伝達及び非常配備指令に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 市町村が行う災害救助法の事務の助言に関すること。 ・ 災害救助法による災害救助業務の総括に関すること。 ・ 災害救助法に基づく避難所の供与に関すること。 ・ 災害救助法に基づく炊出しその他による食品の供与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 ・ 災害救助法に基づく被災者の救出及び遺体の捜索に関すること。 ・ 災害救助法に基づく遺体の処理に関すること。 ・ 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること。 ・ 市町村が行う住家の被害認定調査の支援に関すること。 ・ 災害救助基金並びに救助物資の備蓄及び調整に関すること。 ・ 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 ・ 市町村の行う被災者生活再建支援法の事務の支援に関すること。 ・ 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 ・ 災害時における県庁内線電話の規制及び解除に関すること。 ・ 愛知県防災行政無線の統制に関すること。 ・ 各部署の災害対策マニュアル作成指導管理に関すること。 ・ 県民への活動報告書及びその他情報の提供に関すること。 ・ 職員の防災啓発防災教育に関すること。 ・ ライフラインに関すること。 ・ 企業防災に関すること。 ・ 災害対策用地を確保するための情報提供に関すること。
(消防保安課)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 県内消防機関の応援の調整に関すること。

<p>(医薬安全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時医薬品等の供給に関すること。 ・ 県薬剤師会に対する医療救護活動の応援要請に関すること。 ・ 毒劇物取扱施設の対策状況や被害状況の把握に関すること。 	<p>4. 産業労働部</p> <p>(商業流通課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業団体の被災状況の把握に関すること。 ・ 応急生活物資（作業着、肌着、タオルなど）の確保対策等への協力に関すること。 ・ 商業団体の被災共同施設復旧補助に関すること。 <p>(産業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急生活物資（割箸、茶碗、毛布、味噌、醤油など）の確保対策等への協力に関すること。 ・ 民生用液化石油ガスの確保に関すること。
<p>5. 農林水産部</p> <p>(食料消費流通課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急生活物資（パン、野菜、果物など）の確保対策等への協力に関すること。 ・ 米穀の供給に関すること。 <p>(農業経営課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の応急技術対策に関すること。 ・ 農業経営の復興対策に関すること。 ・ 病害虫異常発生予防に関すること。 ・ 農業金融に関すること。 <p>(園芸農産課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急生活物資（漬物）の確保対策等への協力に関すること。 ・ 農業用生産資材（稲、麦種子）の確保に関すること。 <p>(畜産課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急生活物資（育児用粉ミルク）の確保対策等への協力に関すること。 ・ 家畜飼料の確保に関すること。 ・ 牧草類の種子の確保に関すること。 	<p>3. 健康福祉部</p> <p>(生活衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の確保、供給に関すること。 ・ 水道震災復旧支援センターへの指示及び連絡調整に関すること。 ・ 水道施設に関する情報収集及び連絡調整に関すること。 ・ 食品衛生情報の把握及び応援体制の確保等に関すること。 ・ 食品の保管方法など、食中毒を発生させないための取扱い指導等に関すること。 ・ 死亡獣畜の適正処理の確保に関すること。 ・ 犬及び特定動物（危険動物）による危害の防止及び被災動物の保護収容等に関すること。 ・ 遺体の火葬に係る応援協力に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。 ・ 消防応援活動調整本部の設置、運用に関すること。 ・ 危険物規制業務に関すること。 ・ 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 ・ 消防関係の防災功労者の褒章及び表彰に関すること。 ・ 石油コンビナート等防災本部に関すること。 ・ 石油コンビナート等災害防止法に関すること。 ・ 火災類、高圧ガス関係の緊急措置に関すること。 <p>[消防学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の安否確認及び安全確保に関すること。 ・ 学生の各所属との連絡調整に関すること。 ・ 大規模災害時における尾張旭市への消防車両の貸出しに関すること。 <p>[東三河総局・県民事務所等（防災保安課・県民安全防災課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方防災連絡会議の運営に関すること。 ・ 方面本部の運営に関すること。 ・ 災対法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認に関すること。 ・ 予警報の受領、伝達に関すること。 ・ 消防機関の活動の連絡調整に関すること。 ・ 市町村の災害状況の収集に関すること。 ・ 災害救助の実施に関すること。 	<p>37</p>
--	-----------

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 <p>(水産課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急生活物資（水産物など）の確保対策等への協力に関すること。 ・ 県所有船舶及び調達漁船による輸送に関すること。 ・ 漁業金融に関すること。 ・ 流油被害の対策に関すること。 ・ 水産業用施設等に対する応急対策及び応急対策の支援に関すること。 ・ 水産業用施設等に対する復旧事業に関すること。 <p>(林務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木竹材の確保に関すること。 ・ 林業金融に関すること。 ・ 林業用施設等に対する応急対策及び応急対策の支援に関すること。 ・ 林業用施設等に対する復旧事業に関すること。 <p>6. 建設部</p> <p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急土木、建築対策に関すること。 ・ 所管する施設、設備の応急復旧に関すること。 <p>(建設企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する建設部の所掌する事務の総合的企画及び調整に関すること。 ・ 対法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに証票及び証明書交付の補助に関すること。 ・ がれきの処理に関すること。 <p>(都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「震災復興都市計画」及び都市復興基本方針の立案、策定に関すること。 <p>(公園緑地課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の災害応急対策業務の実施促進に関すること。 <p>(公営住宅課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害公営住宅の建設に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関すること。 ・ 県営住宅の応急復旧に関すること。 ・ 公共賃貸住宅への一時受入に関すること。 ・ 災害救助法に基づく民間借上げ住宅の提供及び応急仮設住宅の管理に関すること。 <p>(建築指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第39条の規定による災害危険区域の指定に関すること。 ・ 建築基準法第84条の規定による被災市街地の建築制限に関する区域指定に関すること。 ・ 建築基準法第85条の規定による仮設建築物に対する制限の緩和に関する区域指定に関すること。 ・ 造成宅地の応急復旧、再被害防止の技術指導に関すること。 ・ 被災宅地危険度判定支援本部の設置に関すること。 ・ 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金等融資の工事審査に関すること。 <p>(公共建築課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の応急復旧に関すること。 <p>7. 教育委員会事務局</p> <p>(財務施設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校施設の応急復旧及び市町村立学校施設の応急復旧指導に関すること。 ・ 県立学校施設での避難所の開設時における施設管理に関すること。 ・ 県立高校生徒に対する授業料等の減免措置に関すること。 <p>(生涯学習課文化財保護室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財及び埋蔵文化財の保護に関すること。 <p>※1 監査対象とした対象部局について「愛知県災害対策実施要綱」を抜粋したものである。</p> <p>※2 (〇〇課)は本庁、[〇〇]は地方機関である。 (出典：「愛知県災害対策実施要綱」)</p>
--	---

4 愛知県の地震対策計画を推進するための詳細計画・施策

前節において、県の地震対策計画の全体像を概括したが、これ以外にも県は各種の計画を立案し、防災対策を推進している。そこで、本節では県の計画や防災施策のうち、主な事項について概説する。

(1) 愛知県帰宅困難者対策実施要領

名古屋駅に代表されるように、県内では多くのオフィスが密集する地区が存在する。県は平日12時に地震が発生した場合、約858,000人～約930,000人(うち名古屋市:約431,000人～約483,000人)⁹もの帰宅困難者が発生するものと想定している。

このような帰宅困難者の安全を確保するため、県では「愛知県帰宅困難者対策実施要領(平成27年3月改定)」を策定している。この中では、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則と掲げ、個人には物資の備蓄、事業者・施設管理責任者には耐震化など、自助・共助・公助の観点からそれぞれ対策を求めている。

このうち、行政に対しては「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことの啓蒙活動を推進することや、一時滞在施設の確保、帰宅困難者を含めた被災者の水・食料等の備蓄物資の確保と速やかな給付体制づくりに努めることなどを求めている。

(2) 愛知県市町村津波避難計画策定指針

南海トラフを震源として発生する大地震により大津波が襲来した場合、沿岸一帯に甚大な被害を与えるほか、海岸線を有しない市町村であっても、津波の河川遡上や、地震による堤防の沈下等による浸水も想定される。そこで、県内において浸水・津波の被害の恐れがある市町村が、津波避難計画を策定するための指針として、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」(平成27年2月)を策定している。

同指針では、津波浸水想定に基づく避難対象地域の指定、指定緊急避難場所等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等について述べており、市町村がこの内容を用いて津波避難計画を策定することを求めている。

ここでは、避難誘導等に従事する者の安全確保や、障害者、高齢者、幼児等の災害時要配慮者への対応、一つの市町村の区域を越えて住民が避難する場合の広

⁹ (「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」報告書)(平成26年3月)

(5) 愛知県庁業務継続計画

災害が発生し、ヒト、モノ、情報等の資源に制約がある状況においても、県は災害応急対策に取り組む必要がある。そこで、県は「愛知県庁業務継続計画」(以下「愛知県庁BCP」という。)を策定し、発災時の職員参集、初動体制の確保に向けた安否確認、庁舎被害の確認、非常時優先業務の選定結果など、災害直後から県が実施すべき事項をまとめている。これにより、災害発生後の業務立ち上げ時間の短縮、業務レベルの向上を図っている。

(6) 被災者生活再建・産業再建支援マニュアル

大規模自然災害発生後の復旧・復興期において、県が、被災者の生活再建支援や産業の再建支援に係る対策を取りまとめたものであり、10の対策分野について、実施すべき対応項目とその実施手順、役割分担などを定めている(図16)。

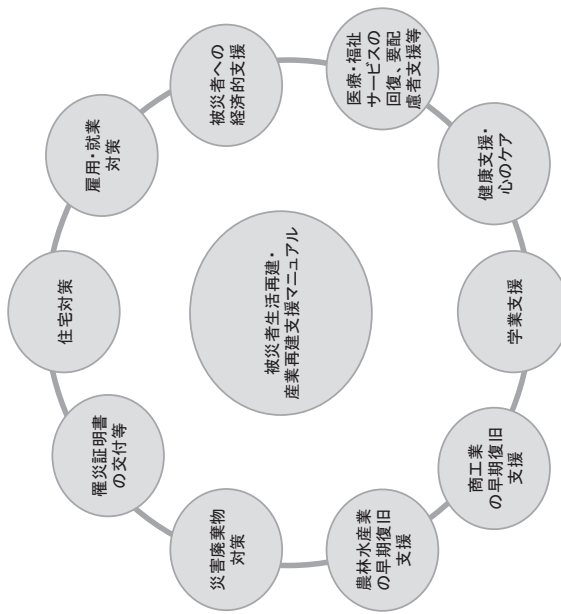


図16 「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」の対策分野 (出典:「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」)

⁸ 業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に優先度が高い業務を継続(早期の再開・復旧)するために、事前に必要なりソースを洗い出し、非常時の手順を定めたものの。

表 13 応援県市が行う応援の内容

応援県市が行う応援の内容
(1) 物資等の提供及びあわせん並びに人員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあわせん ・ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあわせん ・ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあわせん ・ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員 の派遣
(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
(3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
(4) 医療機関による傷病者の受入
(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 (出典：「災害時等の応援に関する協定書（9県1市）」)

域一時滞在についても述べるなど、様々な視点から検討が行われている。

(3) 広域災害対策

ア 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月）を受け、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保し、効果的・効果的な災害応急対策を実施するために、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（平成28年3月）」を策定している（図17）。

これは発災直後から8日間（物資は1週間）程度を想定し、具体計画に基づいた県外からの人的・物的支援を受け入れる際の、担当機関・手順等について、県の役割を定めたものである。また、策定後は、訓練等を通じた検証、施設・資機材整備等の状況に応じて、内容の見直しを随時行うものとしている。

主な内容としては、輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、医療活動、物資調達、燃料調達、防災拠点に関する計画が立案されている。

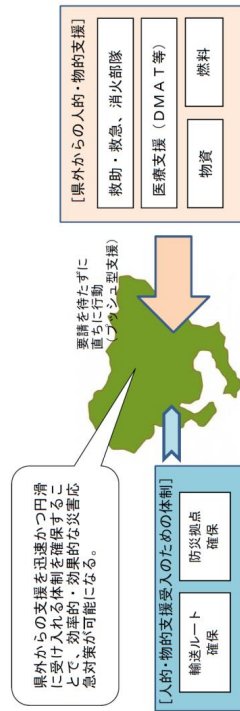


図 17 「愛知県広域受援計画」のイメージ
(出典：「愛知県広域受援計画」の概要説明資料)

イ 災害時等の応援に関する協定（9県1市）

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市長（以下「県市」という。）の間で、被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため災害時等の応援に関する協定を締結している。

大規模な災害時等においては、応援県市は主たる応援県市を決定し、速やかに救援対策本部を設置して応援を実施することとなっている。具体的な応援の内容は、物資提供及び人員の派遣や避難場所の相互利用などである（表13）。

ウ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国）
災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定が締結されている。これは、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めたものである。
広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋となっている。

エ 県の防災物資備蓄場所及び防災に関する協定・斡旋

ア 防災物資備蓄場所

大規模災害時の発生後に不足が見込まれる食料及び生活必需品について、物資の現物備蓄を行っている。市町村が備蓄することを原則とし、県は市町村の備蓄を補完するという立場で備蓄をしている（表14）。

表14 防災物資備蓄場所一覧

区分	庁舎名	階数	部屋、倉庫名等
集中備蓄	愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)	1	備蓄倉庫1
		1	備蓄倉庫2
尾張県民事務所 (尾張方面本部)	東大手庁舎	B1	地下倉庫
		B2	倉庫
		1	備蓄倉庫2
尾張県民事務所 (尾張方面本部)	愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)		瀬戸保健所
			豊明保健分室
尾張県民事務所 (尾張方面本部)	海部地区	2	試験検査室
		2	別館備蓄倉庫
尾張県民事務所 (尾張方面本部)	知多地区	1	南車庫西側奥倉庫
		1	細菌検査室
		B1	第1、2倉庫
西三河県民事務所 (西三河方面本部)	西三河地区	1	屋外倉庫
		1	倉庫
西三河県民事務所 (西三河方面本部)	衣浦東部保健所	2	運転手控え室
		1	旧ボイラー室
		B1	備蓄物資倉庫
東三河総局 (東三河方面本部)	東三河地区	1	旧レントゲン室
		B1	ポンプ室
		1	第4倉庫
東三河総局 (東三河方面本部)	新設設楽総合庁舎	1	防災倉庫
		1	滅菌室・倉庫
		1	試験検査室
東三河総局 (東三河方面本部)	新設設楽農林水産事務所別館	1	倉庫

※ 網掛部分は、監査の対象とした施設である。
(出典：「愛知県地域防災計画」附属資料)

県では、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）や東大手庁舎など、あらかじめ定められた拠点にて物資を備蓄している。物資の早期提供に向け、備蓄場所は、尾張地区、西三河地区、東三河地区の各地に分散されている。また、備蓄内容は食料、毛布などに加え、粉ミルク、紙おむつ（幼児用・大人用）、生理用品などが含まれており、乳幼児や女性にも配慮したものとなっている。

イ 物資に関する協定・斡旋

県は物資の備蓄だけではなく、各種団体とあらかじめ協定を締結しており、被災者への早期提供に向けた体制を整備している（表15）。

表15 協定・調達斡旋の例

区分	協定・斡旋先	物資の内容
応急生活物資	協同組合連合会	食料 飲料水
	飲料メーカー15社	飲料水
	大手スーパー12社	食料 飲料水 被服・寝具など
生活必需品	各卸商業組合など	毛布 タオル 調理道具 テントなど
住宅用資材等	各組合	製材 合板など

(出典：「愛知県地域防災計画」附属資料)

(5) 愛知県避難所運営マニュアル

大規模災害においては、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる中、高齢者、障害者などにも配慮した避難所運営が求められる。避難所の運営は市町村職員などの行政担当者だけでなく、避難所となる施設の管理者、町内会や自治会、自主防災組織の役員などが担うケースも想定される。

そこで、県は「愛知県避難所運営マニュアル」を策定（平成27年3月改訂）し、避難所運営の標準的な事項をまとめていく。災害時に避難所の運営に関わる人々が読みやすいよう、文字サイズを大きく設定するほか、チェックリスト形式を採用するなど、被災時の活用性を高めるための工夫が行われている。また、授乳室やベットの受入場所など、様々な人々の生活環境の向上に向けた配慮がなされている。

(7) あいち防災協働社会推進協議会

県は県民、事業者、行政等が一体となって防災に取組み、災害に強い社会を実現するため、あいち防災協働社会推進協議会(以下「協議会」という。)を設置している。協議会は、防災知識の普及啓発、安全への備えなど県民運動を推進しており、その一環として「防災・減災カレッジ」を毎年開催している。市民防災、企業防災、防災行政などいくつかのコースを設置し、防災人材の育成に努めている。

この中で、県は防災ボランティアコーディネーターの育成に向けて防災V.C.Oコース(入門講座)を開催するほか、防災ボランティアコーディネーターの更なるスキル向上を目的とするフォローアップ講座(平成9年度～)、レベルアップ講座(平成20年度～)を開催している。これらの講座は、県入門講座を修了したボランティアコーディネーターほか、市町村や他団体が養成したボランティアコーディネーターも受講することができる。また、このほかにも「高校生防災セミナー」や「防災教育基礎研修会」など、防災人材の育成に努めている(表16)。

表 16 県が実施している防災人材の育成セミナー

Table with 2 columns: 講座 (Lecture) and 取組内容 (Implementation Content). Rows include: 防災ボランティアコーディネーター養成講座, 高校生防災セミナー, 防災教育基礎研修会.

(出典:愛知県の資料を基に監査人が作成)

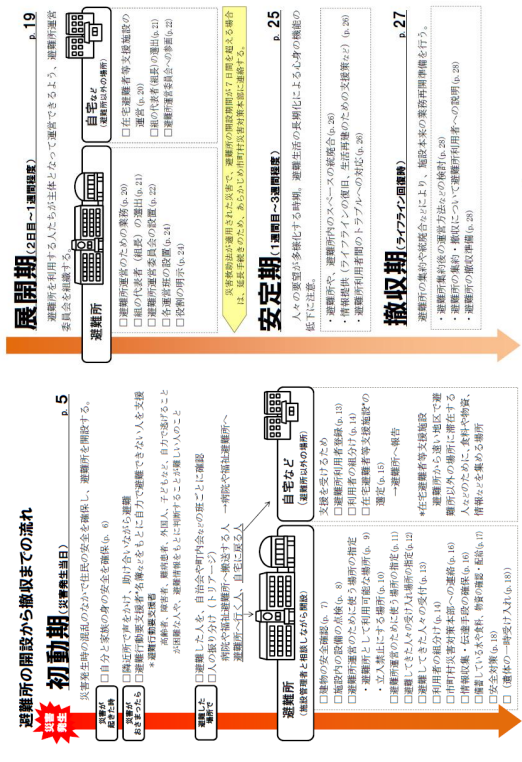


図 18 「愛知県避難所運営マニュアル」の記載内容

(出典:「愛知県避難所運営マニュアル」)

(6) 愛知県災害ボランティア活動推進要綱

被災時にボランティア活動を効果的に展開するため、「愛知県災害ボランティア活動推進要綱」(平成8年11月26日施行)が定められている。この中で県はボランティアの受入体制の整備、ボランティアのネットワーク化の推進などを実施するほか、ボランティアの受入れやその支援を円滑に行うコーディネーターを確保するため、愛知県ボランティアコーディネーター養成講座の開催も行うものとしている。さらに、ボランティアと市町村行政等との円滑な関係づくりや相互交流を進めるために、防災関係機関担当者や各種ボランティアリーダーの研修会や交流会を開催することも定めている。同要綱に基づき、平常時から顔の見える関係づくりとネットワーク化の推進を図ることを目的として、ボランティア団体と県は、「愛知県ボランティア連絡会」を年に4回開催している。

5 監査対象年度における防災関連事業

(1) 平成28年度に実施した主な事業と所管部局

平成28年度に実施した主な防災関連事業と所管部局は表17のとおりである。
 網掛は、監査の対象とした事業である。監査の対象は「地震対策アクションプラン」と関連があり、金額的・質的に重要であると外部監査人が判断した事業である。

表17 平成28年度の主な防災関連事業

No.	管理事業名	所管部局	平成28年度実績(億円) 主な事務事業(億円)
1	防災総務事業	防災局 防災危機管理課	人件費 1.3 防災総務事業費 0.2
2	防災政策・啓発事業	防災局 防災危機管理課	人件費 1.8 防災計画推進事業費 0.03 復興体制検討調査費 0.09
3	危機管理体制整備事業	防災局 防災危機管理課	人件費 0.45 国民保護対策推進費 0.02 愛知県大規模災害時業務継続計画推進費 0.001
4	災害対策事業	防災局 災害対策課	人件費 4.2 初期体制整備費 0.3 南海トラフ農等対策事業費補助金 1.8 高度情報通信ネットワーク運営費 3.2
5	防災ヘリコプター管理運営事業	防災局 消防保安課	人件費 0.3 防災ヘリコプター管理運営事業費 2.2
6	石油コンビナート等防災対策事業	防災局 消防保安課	人件費 0.1 石油貯蔵施設周辺地域整備市町村事業費補助金 1.8

No.	管理事業名	所管部局	平成28年度実績(億円) 主な事務事業(億円)
7	消防連絡調整事業	防災局 消防保安課	人件費 2.2 消防連絡調整事務費 0.03 危険物取扱者・消防設備士講習免状交付事務委託費 0.9
8	消防学校管理運営事業	防災局 消防保安課	人件費 1.1 消防学校運営事業費 1.5
9	産業保安事業	防災局 消防保安課 産業保安室	人件費 2.9 電気工事取締事業費 0.04 高圧ガス保安事業費 0.1
10	災害救助事業	防災局 災害対策課	災害救助基金利子収益積立金 0.7
11	障害保健福祉施設事業	健康福祉部 障害福祉課	障害児通所給付費負担金 48.4 障害児入所給付費・保護措置費支弁費 12.2 障害者施設設置費補助金 3.3 聴覚障害者情報提供施設運営費補助金 0.3
12	救急医療事業	健康福祉部 医務国保課	人件費 1.0 公債費 0.7 周産期医療対策費 1.7 広域災害救急医療情報システム運営費 3.7 医療施設耐震化支援事業費 6.5
13	農地防災事業	農林水産部 農地整備課	人件費 6.1 公債費 49.2 たん水防除事業費 60.6 防災ダム事業費 15.3 排水施設整備事業費 16.5
14	治山事業	農林水産部 森林保全課	人件費 8.2 公債費 37.6 あいち森と緑づくり基金新規積立金 22.8 あいち森と緑づくり人工林整備事業費 12.7 治山施設費 16.9 小規模治山施設費 10.9
15	農地施設災害復旧事業	農林水産部 農地整備課	人件費 0.1

No.	管理事業名	所管部局	平成28年度実績(億円)	
			主な事務事業	(億円)
23	港湾事業	建設部 港湾課	181.3	人件費 6.4 公債費 74.9 名古屋港管理組合負担金 42.1 三河港改修費 17.6 港湾改良費 65.7 海陽ヨットハーバー整備費 35.7
24	漁港事業	建設部 港湾課	32.8	人件費 1.4 公債費 14.2 漁港修築費 9.1 漁港区域海岸改良費 6.2
25	住宅対策事業	建設部 住宅計画課	33.3	人件費 3.3 公債費 6.6 市街地再開発事業費補助金 17.6 民間住宅耐震改修費補助金 1.5 民間住宅・建築物耐震診断費補助金 3.4
26	土木施設災害復旧事業	建設部 砂防課	4.2	人件費 0.2 公債費 2.1 公共現年災害復旧事業費 1.3 公共過年災害復旧事業費 0.5
27	高等学校整備事業	教育委員会 事務局 財務施設課	81.9	人件費 2.1 校舎整備費 1.1 耐震改修費 67.4 環境整備費 0.2 維持修繕費 4.7 県立学校長寿命化推進事業費 0.1 産業教育設備整備費 1.8 理科教育設備費 0.1 情報化推進整備費 4.4
28	特別支援学校整備事業	教育委員会 事務局 財務施設課	9.3	人件費 0.6 校舎整備費 0.4 維持修繕費 1.1 知多地区新設特別支援学校建設費 5.5 尾張北東地区新設特別支援学校整備費 1.0 情報化推進整備費 0.7

No.	管理事業名	所管部局	平成28年度実績(億円)	
			主な事務事業	(億円)
16	災害林道復旧事業	農林水産部 森林保全課	0.1	人件費 0.1
17	災害荒廃地復旧事業	農林水産部 森林保全課	0.2	人件費 0.1 公債費 0.1
18	建設総務事業	建設部 建設総務課	100.4	人件費 10.0 市町村土木事業費補助金 10.2 県有施設非構造部材等耐震対策事業費 0.8 管理事務費 1.5
19	道路事業	建設部 都市整備課 道路維持課 道路建設課	1,868.0	人件費 47.6 公債費 1,019.5 橋りょう補修費 56.0 舗装道修繕費 70.0 道路改良費 150.0 街路新設改良費 64.6 連続立体交差事業費 15.1
20	河川事業	建設部 河川課	632.7	人件費 20.3 公債費 329.6 中小河川改良費 56.1 総合治水対策特定河川事業費 29.4 緊急防災対策河川事業費 75.5
21	海岸事業	建設部 河川課	45.7	人件費 2.1 公債費 18.1 海岸高潮対策事業費 14.1 津波対策海岸特別緊急事業費 6.3 海岸緊急整備事業費 5.0
22	砂防事業	建設部 砂防課	111.9	人件費 9.7 公債費 51.0 通常砂防事業費 19.8 急傾斜地崩壊対策事業費 9.4 緊急防災対策砂防事業費 6.0

(2) 防災ヘリコプター管理運営事業

県では、愛知県防災航空隊を組織し、防災ヘリコプター「わかしやち」を運航し、災害応急対策活動、火災防ぎよ活動、救急活動及び救助活動に関する業務を行っている。

ア 消防防災ヘリコプターの概要

(7) 消防防災ヘリコプターの法的位置づけについて

消防組織法（昭和22年法律第226号）第6条では「(1) 消防は原則、市町村が行い、当該区域内の消防に関する責任を有する。」と定めがあり、このため、県内市町村においても名古屋市が、自ら消防活動や急病人を搬送するための消防ヘリコプターを保有・運航している。

しかし、県内の全ての市町村が消防防災ヘリコプターを保有することは困難であるため、消防組織法（法律第226号）第30条第1項で「都道府県知事は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。」と定められており、また、第3項で「都道府県知事は、第1項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。」と規定されている。この定めに基づいて県では愛知県防災航空隊を組織し、消防防災ヘリコプターを保有・運航している。

表 18 愛知県と名古屋市の消防防災ヘリコプターの概要

	愛知県	名古屋市
所管	愛知県防災局消防保安課	名古屋市消防局消防部
航空隊名称	愛知県防災航空隊	名古屋市消防航空隊
運航形態	民間委託運航 操縦士は委託会社の社員	自主運航 操縦士等は市の職員
運航基地	名古屋飛行場	名古屋飛行場
対象地域	愛知県内	名古屋市内
機体メーカー	ベル・ヘリコプター・テキサトロン社	ユーロコプター社
機種	ベル 412E P I	A S 365 N 3 A S 365 N 2
運航時間	24 時間	日中

(出典：愛知県ホームページ、名古屋市ホームページ)

No.	管理事業名	所管部局	平成28年度実績(億円)	
			主な事業	事業(億円)
29	学校安全指導事業	教育委員会事務局 保健体育スポーツ課 健康学習室	2.9	人件費 0.4 日本スポーツ振興センター 共済掛金・負担金 2.4
30	警察施設事業	警察本部 総務部 施設課	40.7	人件費 3.1 公債費 17.4 豊田警察署整備費 2.4 蟹江警察署整備費 2.1 待機宿舎解体工事費 1.1 交番駐在所建築費 3.6 庁舎宮繕費 7.6

※ 網掛け部分は、監査の対象とした項目である。
(出典：平成29年度管理事業一覧表を基に監査人が作成)

(1) 消防防災ヘリコプターの任務について

消防防災ヘリコプターは表 19 のとおり、多様な任務を担っている。

表 19 消防防災ヘリコプターの任務

区分	内容
(1) 救助活動	山岳遭難、河川・海等の水難事故、高層建物火災等における捜索及び救助を行う。ヘリコプターが空中停止(ホバリング)した状態で、機体に装備しているホイスト装置を使用して、救助員を降下させ救助する。
(2) 救急活動	病院まで長時間の搬送を要する地域での事故や急病などが発生し、救命救急センター等への搬送が必要な場合には、機内に救急資機材を搭載し、救急救命士等が救急処置を行いながら患者の搬送を行う。また、救急現場への医師・看護師等の搬送も行う。
(3) 空中消火活動	建物火災・船舶火災・林野火災等の地上から火点に近づくことが困難な場合に、消火タンクや消火バケットを使用して上空から消火活動を行う。
(4) 情報収集活動	火災、救助等の災害が発生した場合や地震などの大規模災害が発生した場合に、ヘリコプターテレビ電送システム等により映像送信し、上空からの災害状況及び被害状況等の災害情報を地上部隊や災害対策本部に伝達することで、効果的な消防活動支援を行う。
(5) 物資輸送	災害の状況により、緊急に物資が必要な場合や被災地の孤立により地上からの輸送が困難な場合などに、消防活動に必要な資機材や水・食料などの物資を機内に搭載又は機外吊り下げにより輸送を行う。
(6) 広域応援 (緊急消防援助隊活動等)	全国各地で発生する大規模災害に対して、被災県や国からの要請に基づき、緊急消防援助隊航空小隊として出動し、応援活動を行う。また、海外の災害に対しては、国際消防救助隊(IIRT)としてヘリコプターが出動する。

(出典：消防防災ヘリコプターの機体・機材のあり方に関する検討会「資料4～10 消防防災ヘリコプターの法制化及び機体状況等について」(関係庁))

上記のとおり、消防防災ヘリコプターは、多岐にわたる活動を実施している。特に、山間部等の災害では、ホイスト救助¹⁰などの活動を強いられるため、機体には高度な技術等が求められている。

(4) 消防防災ヘリコプターに関する最近の動向について

総務省「消防防災ヘリコプターの機体・機材のあり方に関する検討会報告書(平成28年3月)」においては、都道府県及び消防機関の双方に消防防災ヘリコプターを所有している場合等において、共同運航により、施設及び設備の共同使用、資機材の共有化及び操縦士等の低減等を行うことで、運航経費の削減を図り、養成等に係る費用を捻出していくことを検討することが示されている。

愛知県と名古屋市も、過去に消防防災ヘリコプターの共同運航に関する検討を行っている。その結果、運航体制の相違(委託運航と自主運航)、機種の相違、活動環境(山間部と都市部)の相違などから、共同運航は困難であるとの結論に至っている。

イ 愛知県消防航空隊の概要

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を機に、消防防災ヘリコプターの導入が全国的に進んだ。愛知県では、平成8年10月1日から防災ヘリコプターの運航を開始した。一般に消防防災ヘリコプターが概ね20年又は5,000飛行時間で更新されていることなどを踏まえ、平成27・28年度予算により新しいヘリコプターを購入し、平成29年5月26日に新機体が納入された。

(7) 愛知県消防航空隊の組織図

愛知県消防航空隊は、県の防災局消防保安課防災航空グループに置かれ、市町等消防本部から派遣される隊長・隊員及び委託会社から派遣される縦士・整備士から組織されている。

¹⁰ 消防防災ヘリコプターが着陸できない山岳地域等の場合に、消防防災ヘリコプターが空中停止した状態(ホバリング)で、機体に装備している動力を用いて荷をつり上げ、また、つり上げた荷を水平に運搬することを目的とする機械装置(ホイスト装置)を使用して、救助員や救助用担架を降下させ救助すること。

(ウ) 防災ヘリコプター「わかしゃち」機体の概要

平成29年度に更新した機体である。平成29年7月1日に運行を開始している。

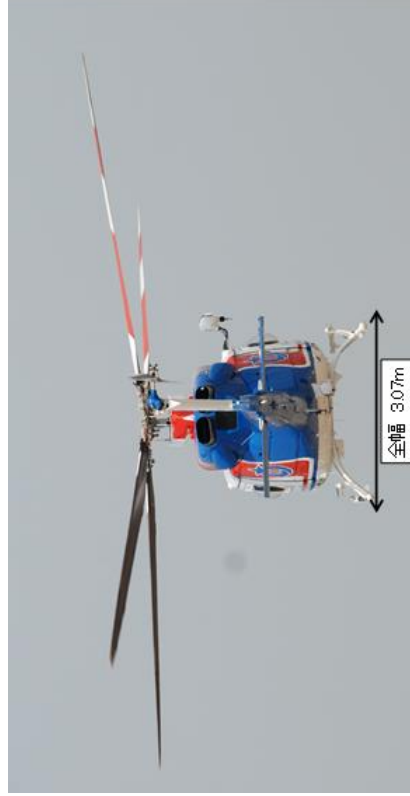
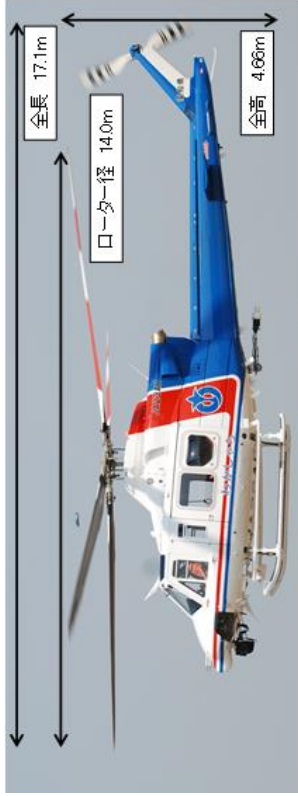


図21 防災ヘリコプター「わかしゃち」(出典：県より入手)

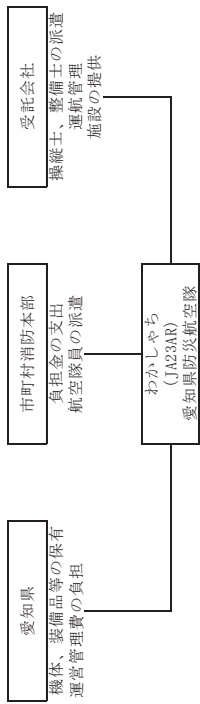


図19 愛知県防災航空隊の組織図 (出典：愛知県ホームページ)

(イ) 愛知県防災航空隊の構成員

愛知県防災航空隊の構成員は図20のとおりである。県内の市町村消防本部から派遣された12名の航空隊員と、防災ヘリコプターの操縦、整備を行う民間事業者から構成されており、民間事業者の協力を得ながら防災ヘリコプターを運用している。

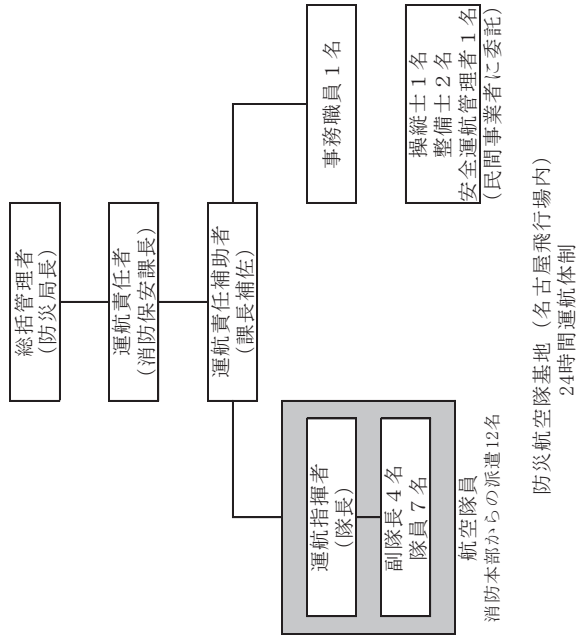


図20 愛知県防災航空隊構成員 (出典：愛知県ホームページ)

表 20 防災ヘリコプター「わかしやち」の概要

メーカー	ベル・ヘリコプター・テキストロン社
機種	ベル412EPI
大きさ	全長17.1m・全幅3.07m・全高4.66m（メインローター直径14.0m・テールローター直径2.6m）
機体重量	3,207kg
最大全備重量	5,398kg
有効搭載量	2,190kg
エンジン・最大出力	双発タービンエンジン・1,856SHP（軸馬力）
待機時積載燃料	1,251リットル
燃料の種類	航空ジェット燃料
定員	J E T A - 1（第四類第二石油類） 最大搭乗人員 15名
最大巡航速度（※）	231km/h（高度4,000ft）
実用上昇限界高度（※）	4,974m

※ 最大全備重量での巡航を想定した数値である。

（出典：県より入手の資料を基に監査人が作成）

(エ) 防災ヘリコプター飛行時間

平成 27 年度、28 年度の防災ヘリコプターの飛行時間は表 21 のとおりであり、緊急出動で年間 60 時間程度の飛行を行った。

表 21 防災ヘリコプターの飛行時間

	平成 27 年度	平成 28 年度
緊急	57 時間 07 分	61 時間 07 分
訓練	220 時間 49 分	217 時間 50 分
合計	277 時間 56 分	278 時間 57 分

（出典：平成 27 年度及び平成 28 年度の活動記録を基に監査人が作成）

(フ) 防災ヘリコプター運航委託料の推移

防災ヘリコプター運航委託料の推移は、表 22 のとおりである。なお、平成 29 年度については、防災ヘリコプター機体の更新に対する対応のため、委託料が増加している。

表 22 防災ヘリコプター運航委託料の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託料	147,960 千円	147,960 千円	189,086 千円

（出典：県より入手の資料を基に監査人が作成）

(3) 愛知県災害救助基金

ア 災害救助基金とは

災害救助基金とは、災害救助法（法律第 118 号）第 22 条に基づき、都道府県に、救助に要する費用として、過去 3 年間に於ける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 相当額を積み立てる義務を課したものである（災害救助法（法律第 118 号）第 23 条）。

災害救助法

（災害救助基金）

第二十二条 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三条 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

第二十四条 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五条 第二十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金

に提供する災害救助用の備蓄数量等を、平成28年度に見直しした。主な備蓄の方針と見直しの内容は次のとおりである。

ア 対象とした品目及び数量

(7) 対象品目

県の被害予測及び東日本大震災における東北三県からの物資の要請状況を踏まえ、次の6品目を見直しの対象とした。

- ・ 県の被害予測で不足量の試算を行っている品目
飲料水、食料、毛布
- ・ 被災三県から共通して物資要請のあった品目
おむつ（大人）、おむつ（小人）、携帯トイレ

(4) 数量

発災後4日目以降の物資については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月）」に基づくブッシュ型支援による物資の提供を前提とし、発災後3日間に必要となる数量とした。

イ 新たな備蓄方針の基本的な考え方

- ・ 県民は、大規模災害時に備えた飲料水、食料、携帯トイレ等を可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄をするよう県は呼びかける。
- ・ 市町村は、基本的に3日分以上の備蓄を行えるよう、県は、南海トラフ地震等対策事業費補助金により備蓄の増量を支援する。
- ・ 県は、2日目及び3日目において各市町村で不足する6品目について重点的に確保する。

に繰り入れなければならない。

第二十六条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

- 一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- 二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ
- 三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

イ 災害救助基金積立額の増減

県の災害救助基金積立額の増減は表23のとおりである。

表23 基金積立額の増減

平成27年度	平成28年度中積立額		取崩額 (※1)	平成28年度 6,217,433 (255,062)
	新規積立	運用利益		
6,215,417 (250,110)	0	7,197	5,180	

(単位：千円)

※1 取崩額とは、使用期限の到来した物資の廃棄等によるものである。

※2 () は内備蓄物資の金額
(出典：「財産報告書」を基に監査人が加工)

(4) 愛知県災害救助基金による備蓄物資の備蓄方針

災害救助基金の運用は、災害救助法（法律第118号）による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる（災害救助法（法律第118号）第26条第3項）。県においても、災害救助基金の運用の一部を備蓄物資としている。

平成26年5月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（以下「県の被害予測」という。）において、県内の避難者数の予測を変更したことや、平成28年熊本地震における課題も踏まえ、発災時に被災住民等

オ 県の備蓄物資の内訳

県の備蓄物資の内訳は表26のとおりである。

表26 県の備蓄物資の内訳

品目	平成28年度現在額 (平成29年3月31日現在)	
	数量	金額(千円)
ビスケット	22,640食	2,509
アルファ化米	22,550食	3,802
フリーズドライ食品	63,000食	28,240
粉ミルク	52.00kg	172
飲料水	134,844L	24,091
毛布	39,488枚	114,196
簡易トイレ(トイレ用69個を含む)	720セット	8,112
ブルーシート	4,100枚	6,979
紙おむつ(幼児用)	30,350枚	1,427
紙おむつ(大人用)	3,318枚	638
生理用品	9,500セット	4,754
ほ乳瓶	190瓶	259
テント(各世帯居住用)	1,900張	19,349
マット	19,037枚	15,332
タオル	19,004枚	4,024
トイレトペーパー	6,266ロール	203
食器・箸等	19,000セット	1,334
カセットコンロ・ガス缶一式	700個	9,224
なべ	704個	3,936
やかん	704個	5,047
死体袋	240枚	1,423
合計		255,062

(出典:「財産報告書」を基に監査人が加工)

表24 備蓄数量算出表

品目	被害予測調査 に基づく必要 数量	平成28年4月1 日現在の備蓄数	平成28年4 月1日以降の 購入数	所要要額
食料	143,914食	93,640食	50,274食	4,615千円
飲料水	133,350 ^{リットル}	134,844 ^{リットル}	-	0千円
毛布(1人1枚)	51,579枚	38,167枚	13,412枚	39,544千円
紙おむつ(大人)	4,913枚	2,308枚	2,605枚	591千円
紙おむつ(小人)	84,864枚	13,706枚	71,158枚	3,843千円
携帯トイレ	952,442回	72,000回	880,442回	67,415千円
計				116,008千円

(出典:「災害救助用備蓄物資の備蓄方針の見直しについて」を基に監査人が加工)

ウ 備蓄整備計画

- ・ 新たな備蓄方針に基づく必要数量を平準化し、平成28年度から10年間で購入する予定である(年平均所要額:約13,500千円)。
- ・ 5年後を目標に市町村の最新の備蓄数量を基に見直しを行い、購入数量を変更する予定である。

エ 備蓄物資購入に係る財源

災害救助基金(62億円)を原資として備蓄物を購入する予定である。

表25 他の都道府県との災害救助基金の比較(平成28年4月1日現在)

(単位:千円)

都道府県名	基金総額	内備蓄物資購入
愛知県	6,215,417	250,110
東京都	16,358,992	5,389,582
大阪府	5,646,681	1,700,160
岐阜県	1,125,478	0
静岡県	4,349,891	0
三重県	1,088,424	15,052

(出典:「災害救助用備蓄物資の備蓄方針の見直しについて」を基に監査人が加工)

第3章 監査手続及び監査結果の要約

1 監査手続

(1) 監査手続

実施した監査手続は、表 27 のとおりである。

表 27 実施した監査手続

	監査手続
ア	防災に関する事務の概要把握のため、各部署の防災担当者への業務フローのヒアリング及び関連諸法令、条例、規則等の閲覧を実施した。
イ	「愛知県地域強靱化計画」及び「地震対策アクションプラン」が適切に進捗し、また、見直しが適宜適切に行われているかを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
ウ	「愛知県地域防災計画」で定められた事務のうち、平成28年度に修正された事務について、「愛知県災害対策実施要綱」に網羅的かつ正確に反映され、また、適切に実行されているかを確認するため、各部署の防災担当者への業務フローのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
エ	防災関連施設が適切に整備され、事務の執行が適切に行われているかを確認するため、主要な防災関連施設について視察を実施した。また、各防災関連施設の担当者へのヒアリング及び防災関連施設の事務に関する書類の閲覧を実施した。 なお、備蓄物資がある場合には以下の手続さも実施した。 物資の備蓄が適切になされているかを確認するため、主要な防災備蓄倉庫について視察を実施した。また、各防災備蓄倉庫担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び現品のサンプルチェックを実施した。
オ	物資の調達、保管、廃棄が①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、各部署の防災物資の担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
カ	「愛知県地域防災計画」附属資料の見直し①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、各部署の防災物資の担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。

キ	災害救助基金等の事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、各部署の防災物資担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
ク	「愛知県庁BCP」の訓練が一定頻度で行われ有効に機能しているかを確認するため、各部署のBCP担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
ケ	他部署、国・市町村、NPO団体等との連携が効果的かつ効率的に行われているかを確認するため、各部署の防災担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。
コ	防災関係のシステムが適切に管理運用されているかを確認するため、防災局の担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。また、方面本部の防災関係システムの使用状況について確認するために、各方面本部の担当者へのヒアリング、パソコン画面の閲覧を実施した。

※ サンプルチェックに関しては、該当する資料全体を確認した上で、その中より無作為にサンプル抽出を実施した。

(2) 愛知県地域強靱化計画及び地震対策アクションプラン

監査手続イにおいて、「愛知県地域強靱化計画」の事前準備すべき目標と起きている最悪の事態のうち、対象としたリスクシナリオ及び重要業績指標は表 28 のとおりである。

なお、「愛知県地域強靱化計画」の重要業績指標のうち一部は、「地震対策アクションプラン」の目標と重複する。本報告書では、「愛知県地域強靱化計画」の重要業績指標を監査の対象とした。

表 28 監査対象としたリスクシナリオ及び重要業績指標

事前準備すべき目標	重要業績指標
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	◆国補助制度（消防施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（H35）
	◆住宅の耐震化率：85%（H23） → 95%（H32）
	◆耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数： 15,302 棟（H23） → 1 / 5 に削減（H32）

◆県が拠出するべき死体袋の確保（充足）率： 県の需要量に対し100% (H35)
◆火葬場連絡協議会及び訓練の実施： 年1回 (H26) → 1回以上/年 (H35)
◆県・市町村職員向け「震災復興都市計画」模擬訓練の毎年度実施
◆応急仮設住宅模擬訓練の実施 1回以上/年 (H35)
◆建設業技能者・技能労働者新規雇用者数： 2,057人 (H26) → 11,500人 (H31)
◆ベリテラジマネージャの養成： 80名程度登録 (H26) → 100名程度 (H35)

◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha (H35)
◆地震時等に著しく危険な密集市街地の解消： 104ha (H23) → 100%解消に近づける (H32)
◆3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得：1.4ha (H35)
◆大規模盛土造成地の有無等の公表率： 7.4% (H26) → 50% (H28)
◆愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
◆臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する 3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ◆(再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33) ◆(再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29) ◆業務継続計画の策定： 県及び18市町村 (H26) → 県及び県内すべての市町村 (H35) ◆市町村幹部職員危機管理研修会の開催：年1回 (H35) ◆市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施：2回程度/年 (H35) ◆総合防災訓練の実施：1回/年 (H35) ◆シミュレーション訓練の実施：1回/年 (H35) ◆地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村 (H35) ◆(再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35) ◆(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35) ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35) ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35) ◆学校の耐震化(非構造部材除く)：97%(H25)→早期完了
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ◆三河の山里サポートデスク登録者数（累計）： 27人 (H26) → 100人 (H32)

(3) 防災関連施設の視察

監査手続エに関連し、視察した防災関連施設は表29のとおりである。

表29 視察した防災関連施設

区分	庁舎名	階数	部屋、倉庫名等
愛知県防災航空隊	県営名古屋空港内	—	—
愛知県消防学校	—	—	—
災害対策情報センター	自治センター	6	—
集中備蓄	愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)	1	備蓄倉庫1
	東大手庁舎	1	備蓄倉庫2
		B1	地下倉庫
尾張 地区	三の丸庁舎	B2	倉庫
		1	備蓄倉庫2
西三河 地区	西三河総合庁舎	B1	第1、2倉庫
		1	屋外倉庫
	1	倉庫	
東三河総局 (東三河方面本部)	新城設楽総合庁舎	1	第4倉庫
		1	防災倉庫
	元新城保健所 設楽保健分室	1	滅菌室・倉庫
		1	試験検査室
	新城設楽農林水産 事務所別館	1	倉庫

2 監査結果の要約

発見された主な指摘及び意見は次のとおりである。

(1) 自助・共助の強化に向けた更なる工夫 (意見)

甚大な被害が予測される中、自助・共助の取組を更に強化させることは、県が優先的に取り組むべき課題である。他府県と比べ、県の施策内容に不足が認められるものではなく、また、この課題は極めて難しいものではあるが、県には自助・共助の強化に向け、更なる工夫を行うことが望まれる。以下、工夫の例を示す。

ア 防災人材の活動促進に向けた環境の更なる整備

防災人材を通じて防災行動の促進に向け、県は防災・減災カレッジを通じて防災リーダー等の育成を図っている。防災リーダーが地域コミュニティの中で活躍することは、地域防災力の強化に向けて有用であり、防災リーダーの活動環境を更に整備することが重要と考える。そこで、防災・減災カレッジの修了者に対して防災セミナー講師やボランティアの募集情報などが記載されたメールマガジンを発行するなど、定期的に防災情報と接する環境を構築することの一つの手段として考えられる。

イ 県民に対する啓発チャネルの拡大

災害報道など防災情報に接触した住民は防災意識が向上することが指摘されており、防災意識が低い県民層に対して、今以上に防災情報に接触させることは防災意識の向上に向けて有用と推察される。これまで県は各種のイベントやリーフレットなどにより情報提供を行ってきたが、県のリリースにも限りがある中では、防災情報の接触回数をこれまで以上に増加させることは困難と推察される。そこで、今後は防災とは直接的に関連しない、様々な団体とコラボレートするなど、県民に対する啓発チャネルを今以上に拡大させることの一つの案である。

ウ 県民意識の更なる把握

県民の自助・共助の意識を詳細に把握することは、各種の施策の検討など地震防災対策の基礎資料として有用である。県は既に「防災(地震)に関する意識調査」を実施しているものの、調査実施後の意識の変化をよりタイムリーに把握することが、今後の改善課題として認められる。より詳細な意識調査の必要性について検討することが望まれる。なお、防災意識の把握に向けて、インターネットを活用した手法を構築することの一つの案である。

少なく、別の場所に保管されていた。この理由は熊本地震発生後に備蓄物資が実際に機能できる状況であることを確認するために、別の場所に持ち出して確認したが物資を元に戻すのを失念していたとのことであった。持ち出した場所、持ち出した担当者等を明確に管理し、可能な限り速やかに備蓄場所に戻すことが必要である。

ウ 賞味期限近の飲料水の譲渡による払出と新規受入のタイムラグについて (意見)

賞味期限がある備蓄物資については、その有効利用を企図して、県の関係施設や市町村等に無償で譲渡している。

賞味期限近の飲料水を平成27年8月から平成28年2月の間に順次譲渡していたが、譲渡した飲料水の新規の受入は平成28年3月以降であり、最長で飲料水の備蓄が計画数量に満たない状況が6か月以上あった。可能な限り払出と受入のタイムラグをなくすよう努力することが望まれる。

エ 調達可能な数量の記載内容について (指摘)

「愛知県地域防災計画」附属資料には、医薬品・衛生材料の調達旋の品目、調達旋数量、調達旋先等が記載されている。調達旋先とは協定書を取り交わし、災害時の医薬品等の確保を図っているが、愛知県地域防災計画と協定の内容に相違がみられた。調達可能な数量を公表する場合には、協定書と整合させる必要がある。

オ ランニング備蓄における委託数量確認のルール化について (指摘)

医薬品等及び衛生材料については、一定の仮定に基づき災害時には、2,200人分程度の備蓄が必要と判断し、製剤名又は品目に区分して医薬品卸業者の拠点ごとに委託数量を定め、医薬品卸業者に委託料を支払うことによりランニング備蓄(業者の通常の在庫に必要量を上乘せして備蓄)を行っている。県が行った備蓄状況調査の時点で、実際の備蓄数量がランニング備蓄の委託数量に足りていないケースにおいて、不足していた理由や期間、補充された時期等が調査記録に残されていなかった。ランニング備蓄では緊急の需要により一時的に委託数量を下回る場合が想定されることから、委託備蓄品をテストカウントする範囲、方法、結果の残し方等を、内規等に基づきルール化することが必要である。

カ 「愛知県地域防災計画」附属資料の更新について (指摘)

県では「愛知県地域防災計画」附属資料(平成28年修正)において必要物資の備蓄の数量、協定による応急生活物資供給の内容、各種調達旋先を公表しているが、平成26年3月に社名が変更となった会社の社名が更新されてい

(2) ICTの更なる活用に向けた検討 (意見)

ICTは極めて速いスピードで進化しており、また、社会インフラの一部として重要な役割を担っている。現在はスマートフォンにおいて一部の行政手続が可能になるなど、私たちの生活を大きく変化させている。熊本地震ではタブレット端末を避難所に配布することで、避難所で入力した物資リストが災害対策本部で即座に把握できるなど、災害対応の中においてもICTの活用範囲が増え、県においても今後、どのようにICTを活用すべきかをあらためて検討することが望まれる。

(3) 産学官民連携の更なる強化 (意見)

被害の低減に向け、県民意識の変革、耐震化の促進、民間企業におけるBCPの普及、行政事務の事業継続に向けた備えなど、県が実施する防災業務は極めて多岐にわたる。このような業務には、専門知識やノウハウが必要となるケースや、多数のマンパワーが必要となるケースも想定され、県のリソースのみでは不足が生じることも想定される。県は既に様々な協業を行っているが、今後もより幅広い県民層を防災活動に巻き込むため、民間企業・大学・NPO等との連携を拡大することが望まれる。

(4) 災害救助用備蓄物資

県は災害救助基金を基に物資を備蓄している。備蓄場所の視察及び関連資料の閲覧により、是正措置が必要または検討を要する事項が発見された。具体的な事例は以下のとおりである。

ア 品質保証期限が到来した備蓄物資の取扱いのルール化について (指摘)

県は被害予測を踏まえ物資を備蓄しているが、これらの物資の中には、メーカーの品質保証期限(例:簡易トイレは10年)を超過したものがあった。現在も正しく使用できるか製造者等に確認した上で備蓄を継続している品目もあつたが、網羅的には点検されておらず、また、点検に関するルールもなかった。県としてメーカーの品質保証期限を超過した物資に対し、どのような点検を行うか、また、利用できる場合のみ継続保管し、不足分は購入するののかといった手続を明確にすることが必要である。

イ 備蓄物資の帳簿在庫と実際高との差異について (指摘)

東大手庁舎備蓄倉庫の備蓄物資のひとつが帳簿上の在庫数と比較して2箱

3 指摘及び意見の一覧

本監査では様々な分野で発見事項を識別したが、個別所見については、「地震対策アクションプラン」に記載されている「1. 命を守る、2. 生活を守る、3. 社会機能を守る、4. 迅速な復旧・復興を目指す、5. 防災力を高める」の区分に基づき、発見事項を分類した。包括外部監査の結果、【指摘】8件・【意見】29件を識別した。発見された指摘及び意見の概観は、以下のとおりである。

(1) 総合所見

総合所見に記載した内容は表30のとおりである。

表30 総合所見の内容

内容	頁
自助・共助の強化に向けた更なる工夫 (意見)	P. 78
I C Tの更なる活用に向けた検討 (意見)	P. 81
産学官民連携の更なる強化 (意見)	P. 84

(2) 個別所見

個別所見に記載した内容は表31のとおりである。

表31 個別所見の内容

区分	発見事項	所管部署	頁
人命の確保	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況について (意見)	防災局 防災危機管理課	P. 86
	防災情報システムの更新に向けた検討について (意見)	防災局 災害対策課	P. 89
人命の確保	防災ヘリコプター旧機体の早期売却について (意見)	防災局 消防保安課	P. 90
	県営名古屋空港の災害時の駐機スペースの検討について (意見)	振興部 航空対策課	P. 91

ない等、修正が適時に行われていなかった。少なくとも1年に1回は確認し適時に修正する必要がある。

(5) その他

ア 「愛知県庁BCP」のファイルの差し替えについて (指摘)

大規模地震が発生した場合行政自身も被災し、業務の中断などを通じて県民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる可能性があるため、県では「愛知県庁BCP」を策定し、発災時に即座に活用できるよう、各部署にて印刷し保管している。1年に1回、更新すべきページについて、防災局は各部署に差し替えを依頼していたが差し替えられていないケースが散見された。差し替えを徹底することが必要である。

イ 文書施行時の公印使用承認印の押印、施行日の記入について (指摘)

業務委託に係る決裁書類について、文書施行時の公印使用承認印が押印されていない書類や、施行日が記入されていない書類があった。公印使用承認印の押印及び施行日の記入は漏れなく行う必要がある。

ウ 委任状及び旅費振込申出書 (嘱託員等用) の日付記入もれについて (指摘)

委任状及び旅費振込申出書 (嘱託員等用) の日付が記入されていない書類があった。委任日を明確にするためにも日付を記入する必要がある。

区分	発見事項	所管部署	頁
迅速な復旧・復興	災害応急物資の調達給送先及び品目の見直しについて（意見）	防災局 災害対策課 産業労働部 商業流通課、 産業振興課 農林水産部 食育消費流通課、 園芸農産課、 畜産課、水産課	P. 111
	災害応急物資の調達給送可能数量の見直しについて（意見）	防災局 災害対策課	P. 111
	被災者支援システムの導入に向けた検討について（意見）	防災局 災害対策課	P. 112
	家屋被害認定士の増加に向けた取組について（意見）	防災局 災害対策課	P. 114
	「震災復興都市計画」模擬訓練への参加促進について（意見）	建設部 都市計画課	P. 115
	「震災復興都市計画」模擬訓練の内容の充実について（意見）	建設部 都市計画課	P. 116
	非常時優先業務・業務手順票の適切な記載について（意見）	教育委員会 財務施設課	P. 118
	広域避難に向けた環境の更なる整備について（意見）	防災局 災害対策課	P. 119
	県内NPO等との連携について（意見）	防災局 防災危機管理課	P. 120
	県民意識の更なる把握について（意見）	防災局 防災危機管理課	P. 122
	防災人材のフォローアップの強化について（意見）	防災局 防災危機管理課	P. 123
	愛知県消防学校における早期の設備改修について（意見）	防災局 消防保安課	P. 124
その他	文書施行時の公印使用承認印の押印、施行日の記入について（指摘）	防災局 災害対策課、 消防保安課	P. 126
	委任状及び旅費振込申出書（囑託員等）の日の記入について（指摘）	防災局 消防保安課	P. 126

区分	発見事項	所管部署	頁
生活の確保	愛知県防災会議の女性委員の割合について（意見）	防災局 防災危機管理課	P. 91
	モリコロパーク備蓄倉庫の管理について（意見）	防災局 災害対策課	P. 95
	使用期限間近のミルクの譲渡について（意見）	防災局 災害対策課	P. 96
	品質保証期限が到来した備蓄物資の取扱いのルール化について（指摘）	防災局 災害対策課	P. 97
	備蓄物資の帳簿在庫と実際有高との差異について（指摘）	防災局 災害対策課	P. 100
	賞味期限間近の飲料水の譲渡による払出と新規受入のタイムラグについて（意見）	防災局 災害対策課	P. 101
	設楽地区における備蓄倉庫の一元化について（意見）	防災局 災害対策課	P. 102
	地区別保管場所の見直しについて（意見）	防災局 災害対策課	P. 104
	必要物資の備蓄量の表記相違について（意見）	防災局 災害対策課	P. 104
	三河の山里サポートデスク事業の活用について（意見）	振興部 地域政策課	P. 105
	調達給送可能数量の記載内容について（指摘）	健康福祉部 医薬安全課	P. 106
	ランニング備蓄における委託数量確認のルール化について（指摘）	健康福祉部 医薬安全課	P. 106
	震災時の学用品の支給品目について（意見）	教育委員会 総務課	P. 107
	「愛知県庁BCP」のファイルの差し替えについて（指摘）	防災局 防災危機管理課	P. 108
	「愛知県庁BCP」に基づいた訓練について（意見）	防災局 防災危機管理課	P. 109
	「愛知県地域防災計画」附属資料の更新について（指摘）	防災局 災害対策課	P. 110

第4章 監査の結果

1 本章の構成

災害時には行政・警察・消防・自衛隊などが様々な支援を実施するものの、大規模災害時には「公助の限界」が生じることも指摘されている。

したがって、個人個人が物資の備蓄や住宅の耐震化、状況に応じた避難行動など、自助の力を高めることは極めて重要である。その上で、近隣住民の救出活動や、子供及び要配慮者の避難誘導といった共助を円滑に行うため、平時からのコミュニティづくりも不可欠である。

本監査の対象となる「防災事業」は最終的には被害の低減を目的としており、そのためには公助だけでなく自助・共助の取組が極めて大きな役割を果たす。県は公助の役割を果たすことが第一義的な使命ではあるが、県民に対する啓発や、仕組みづくりを通じて、自助・共助の取組を促進することも求められる。県は自助・共助に関する取組に対して、予算を確保し毎年事務の執行を行っているが、その有効性、効率性の観点からは未だ改善の余地が認められた。被害の低減に向けて自助・共助の促進は、最優先で検討すべき事項である。

そこで、本章ではまず、「2. 総合所見」として自助・共助の促進や、今後、県が優先的に取り組むことが望ましい提言事項について述べる。そして、「3. 個別所見」では、本監査において発見した個別の事項及び提言を述べる。

2 総合所見

(1) 自助・共助の強化に向けた更なる工夫（意見）

県は自助・共助の重要性を認識し、県民がより自発的に防災行動を行うよう様々な啓発活動を行ってきた。その内容は例えば、防災リーダーやボランティアコーディネーターといった防災人材の育成、あいち防災協働社会推進大会（あいち防災フェスタ）の開催、家具固定相談窓口の設置など多岐にわたる。多数の県民に参加してもらおうと、あいち防災フェスタでは子供向けヒーローが登場するステージショーを併催するなど、様々な工夫が見られた。

また、防災教育・啓発事業をより効果的なものとするため、県は南海トラフ地震対策中部圏戦略会議を通じて優良事例の収集や情報交換を行っていた。

このように県としては様々な工夫をこらしながら、継続的に啓発活動を実施してきたが、図7～図9（P.14～15）の結果に基づけば、これまでの啓発活動は県民の意識を変革するほどの効果を得るまでには至っていないかった。

他県でも様々な工夫をこらしながら啓発事業が実施されてきたが、防災アンケートでは自助の意識が不十分な傾向は同様である。住民の防災意識を向上させ、防災行動を実施させることは極めて難しい課題であるといえる。

しかし、甚大な被害が予測される中、自助の取組を更に強化させることは、県が優先的に取り組むべき課題である。他府県と比べ、県の施策内容に不足が認められるものではなく、また、この課題は極めて難しいものではあるが、県には自助・共助の強化に向け、更なる工夫を行うことが望まれる。

本報告書ではア 防災人材の活動促進に向けた環境の更なる整備、イ 県民に対する啓発チャネルの拡大、ウ 県民意識の更なる把握、といたった3点を工夫例の案として示す。

なお、関連する意見について、「3 個別所見 (5) 防災力の向上 ウ 県民意識の更なる把握について（意見）」(P.122)、「3 個別所見 (5) 防災力の向上 エ 防災人材のフォローアップの強化について（意見）」(P.123)に記載している。

ア 防災人材の活動促進に向けた環境の更なる整備

住民の防災意識を革新し、防災行動の促進につなげるためには、県民に対して県が直接啓発事業を実施するほか、防災人材を通じて県民に知識伝播を行うことが考えられる。

防災人材を通じた防災行動の促進に向け、県は防災・減災カレッジを通じて防災リーダー等の育成を図っている。防災リーダーの中には「あいち防災リーダー会」に所属し、学校等にてセミナー講師を務めるなど、地域コミュニティのリーダーとして活躍している人材もいれば、活動が少ない人も見られる。防災リーダーが地域コミュニティの中で活躍することは、地域防災力の強

化に向けて有用であり、防災リーダーの活動環境を更に整備することが重要と考える。

そこで、ここでは内閣府が実施した災害対策に取り組みない理由のアンケートから、どのように防災リーダーの活動環境を整備すべきかを考える。アンケート結果では災害対策に取り組みない理由として「時間がない」、「コストがかかると」、「機会がない」、「情報がなく」、「情報が多すぎて」という回答が多くを占めていた(図22)。

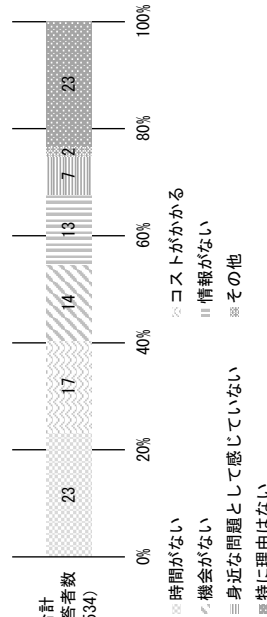


図 22 災害対策に取り組みない理由 (出典：平成 28 年版 防災白書)

防災リーダーは一般人と比較して、防災活動やボランティアに対する意識が高いものと推察されることから、時間やコスト面の課題と比べ、「機会がない」「情報がなく」という課題の解消が、防災行動の促進に向け有効な手段となる可能性がある。

この解決に向けては、例えば、防災・減災カレッジの修了者に対して防災セミナー講師やボランティアの募集情報などが記載されたメールマガジンを発行するなど、定期的に防災情報と接する環境を構築することも一つの手段として考えられる。(なお、「3 個別所見 (5) 防災力の向上 エ 防災人材のフォローアップの強化について (意見)」(P. 123) にも関連する事項を記載している。)

イ 県民に対する啓発チャネルの拡大

心理学では「単純接触効果」(ザイアンスの法則)として、何度も見たり、聞いたりすると、次第により感情が起ることが知られている。防災の分野においても、災害報道を視聴した住民は防災意識が向上することが指摘されて

いる¹¹⁾。

このような知見を踏まえれば、防災意識が低い県民層に対して、今以上に防災情報に接触させることは防災意識の向上に向けて有用と推察される。

これまで県は、リーフレット、チラシの配布、セミナーの開催など様々なチャネルを通じて啓発活動を行ってきた。しかし、セミナーや講習等は防災意識の高い県民層が参加するケースが多いものと推察される。それ以外の県民に対していかに防災情報の接触回数を増加させ、防災行動を促進させるかは、既に県においても議論し工夫されてきたところではあるが、今後さらさらに強化すべき事項と考える。

これまで県は各種のイベントやリーフレットなどにより情報提供を行ってきたが、県のリソースにも限りがある中では、防災情報の接触回数をこれまで以上に増加させることは困難と推察される。そこで、今後は防災とは直接的に関連しない団体との連携を拡大することも一つの工夫の例として考えられる。例えば料理サークルに炊き出しイベントを依頼することや、福祉ボランティアや民生委員等に地域のリスクや防災に関する講演会を実施し、福祉ボランティアや民生委員等を通じて住民に防災の会話を実施してもらうことが考えられる。また、県は既にホームセンターや電機商業組合と提携して家具の固定キャンペーンを実施してきたが、今後はハウジングセクターや工務店、引越し業者等と連携の範囲を拡大し、様々なタイミングで防災情報を住民に提供する仕組みを構築することも考えられる。

このように、県は様々な団体とコラボレートするなど、県民に対する啓発チャネルを今以上に拡大させることも一つの案である。

ウ 県民意識の更なる把握

本調査のヒアリング過程において、県としては既存の防災事業の縮小を行うことは、県民に対して防災対策の後退という印象を与えかねないことから、できる限り事業を継続したいとのコメントが多く見られた。このような考え方に基づき、既存の事業を継続又は拡充する県の姿勢は評価すべき点である。一方で、将来的には人口の減少に伴って税収や行政職員の減少も予測されることから、既存の事業を維持することが困難となる可能性も否定できない。場合によっては効果が高い事業にリソースを集中し、戦略的に事業の縮小を図ることも必要となる可能性がある。

このような状況を踏まえれば、防災施策の立案に向けた基礎資料として県民の防災意識の変化を把握することは、今後、より重要性が高まっていくものと考えられる。

県は既に「防災(地震)に関する意識調査」を実施しているものの、回答者

¹¹⁾ 「災害報道の防災教育効果に関する研究 -2004年インディアン洋津波災害に関する報道を事例として-」(金井、片田：土木学会論文集D、2007)

は無作為で抽出していることから同一人物の経年変化を把握できないことや、調査結果後の意識の変化をよりタイムリーに把握することが、今後の改善課題として認められる。

より詳細な意識調査の必要性について、県は検討することが望まれる。(なお、「3 個別所見 (5) 防災力の向上 ウ 県民意識の更なる把握について (意見)」(P.122)において、詳細を記載している。)

(2) ICTの更なる活用に向けた検討 (意見)

ICT¹²⁾は極めて速いスピードで進化しており、また、社会インフラの一部として重要な役割を担っている。例えば、スマートフォンはここ数年で多くの人々が保有したものであるが、現在はスマートフォンにおいて一部の行政手続きが可能になるなど、私たちの生活を大きく変化させている。

熊本地震ではタブレット端末を避難所に配布することで、避難所で入力した物資リストが災害対策本部で即座に把握できるなど、災害対応の中においてもICTの活用範囲が増えている。

民間レベルにおいてもICTの災害活用が進められており、例えばウェザーニューズ社のウェザーリポートでは、一般市民が身の回りの天候や被災情報を共有する仕組みが構築されている。自動車メーカーなどは災害時の車両走行実績データを集約し「通れた道」を公表している。今後、このような取組はさらに増加するものと推察される。

また、「モノのインターネット接続 (IoT¹³⁾)」「ビッグデータ (BD¹⁴⁾)」「人工知能 (AI¹⁵⁾)」といった技術の発展に伴い、社会経済が大きく変化されること予測されている。このような技術進歩は災害対応にも大きな影響を及ぼす可能性が高い。

このようなICTの進化に伴い、国が設置した有識者による「防災4.0」未来構想プロジェクトにおいて情報通信技術の活用が指摘されるほか、国は事前に各

種の情報について取扱いや共有・利活用に係るルールを定めるために「災害情報ハブ」推進チームを立ち上げるなど、対応を進めているところである。

県においても、被害情報 (人住家被害、河川・道路被害など) や防災情報 (避難所・防災活動拠点など) を電子地図上に表示できる「愛知県防災情報システム」を整備し、県内の市町村やライオン機関と共有する仕組みを構築するなど、ICTの活用を通じて災害対応業務の効率化を進めてきた。また、県は次期防災情報システムの機能要件について検討を開始するなど、ICTの活用に向けて強化を図っているところである。

このような強化を図る際、将来的には建物や道路等の各種センサー、SNSなど、様々なチャネルの情報が利用可能になると推察されることから、活用すべき情報の種類、活用の方向性、新たなテクノロジーの活用の仕方など、今後、どのようにICTを活用すべきかをあらためて検討することが望まれる。

例えば、道路センサーやSNS、ドローン等の情報は県システムにおいて災害時に活用するのか、活用するのであればどのシステムで分析するのか、次期防災情報システムではこれらの分析結果を表示できるようにするのか、など検討範囲は多岐にわたる。また、今後は避難所にタブレットを配布することや、運営者向けにタブレット上で稼働するアプリを提供することも考えられるが、この場合、タブレットで入力された情報は次期防災情報システムでも閲覧できるようにするのか、別システムで管理するのかを検討しておく必要がある。このほかにも、マイナンバーの活用など、検討すべき事項は多い。

国においても災害時における民間とのデータ共有についても検討している最中¹⁶⁾であり、国や最新の技術動向を見据えながら、新たなICTの活用について検討することが望まれる。

(なお、関連する意見について、「3 個別所見 (1) 人命の確保 イ 防災情報システムの更新に向けた検討について (意見)」(P.89)「3 個別所見 (4) 迅速な復旧・復興 ア 被災者支援システムの導入に向けた検討について (意見)」(P.112)に記載している。)

<参考：ICTの活用に向けて>

近年、民間企業においてはBIツールと呼ばれるデータの可視化(グラフ化)ソフトが導入されるケースが増加している。このツールでは、txt形式やcsv形式など様々な形式のデータを読み込み、あらかじめ定められたフォーマットでデータを自動的にグラフ化することや、地図上への表示が可能である。また、ユーザ操作によって表示させるグラフ、画面を容易にカスタマイズすることが可能である(図23、図24)。

業務の内容に応じては、専用のシステムを構築するのではなく、このよ

¹⁶⁾ 平成29年4月に内閣府にて「国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム」が設置され、防災情報の共有体制について議論されている最中である。

このように、県は既に様々な協業を行っているが、今後より幅広い県民層を防災活動に巻き込むため、民間企業・大学・NPO等との連携を拡大することが望まれる。

＜連携拡大の例＞

- ・ 料理サークル等に炊き出しのイベントを実施してもらおうなど、これまで関連のなかった分野の団体とイベントを企画することが考えられる。
- ・ 引越し業者、家電量販店と家具固定事業のタイアップが考えられる。
- ・ 被災時の円滑な協業に向け、防災系のNPOに加えて異なる分野のNPOや職能団体、行政があらかじめ交流することが考えられる。
- ・ IoT、ビッグデータの活用に関する知見、技術を有した企業と、将来的な活用に向けた協議を行うことが考えられる。

3 個別所見

「地震対策アクションプラン」では、対策の柱として「1. 命を守る、2. 生活を守る、3. 社会機能を守る、4. 迅速な復旧・復興を目指す、5. 防災力を高める」の5つの区分で施策を分類している。本監査では様々な分野で発見事項を識別したが、この5つの柱に基づき分類して記載した。

(1) 人命の確保

ア 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況について（意見）

○対象部局
防災局 防災危機管理課

「地震対策アクションプラン」において「防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進」を掲げており「県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率100%」（平成35年）を目標としている。「地震対策アクションプラン」は毎年度進捗管理をしており、平成27年度末現在では96.2%となっている。

平成28年12月22日に消防庁が公表した「防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別：施設区分別②）」（表32）によると、「警察本部・警察署等」の愛知県の耐震化率は64.6%である。広島県、愛媛県に次いで低い数字となっており、他県と比較して耐震化の取組が遅れているように見受けられる。

一方、愛知県が公表している「県有施設の耐震化の現状（平成28年9月末現在）」（表33）によれば、警察署の耐震化の状況は98%であり、消防庁の公表資料と耐震化の状況に差が生じている。このような差が生じる理由としては、消防庁が対象とする公共施設等と愛知県が対象とする施設の範囲が異なることによるものである。

表33において、耐震性能がないと認められた1施設についても、平成28年度中には、耐震改修を実施済みとのことで、現時点においては、100%達成した状態である。

＜ 提言 ＞

「地震対策アクションプラン」の取組の一つとして、県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率を公表する際には、出典元を記載する等、適切な補足説明を行うことにより、県民の理解に資することが望まれる。

表 33 県有施設の耐震化の現状（平成28年9月末現在）

施設区分	対象建築物種数 (a)	耐震性能がある建築物棟数【耐震診断の結果耐震性能がある+耐震改修等】 (b)	b/a	
一般県有施設	庁舎	39	38	97%
	病院・保健所	15	14	93%
	警察署	52	51	98%
	県民利用施設	166	123	74%
その他	156	126	81%	
病院事業庁施設	8	6	75%	
県営住宅	682	677	99%	
県立学校	高等学校	801	747	93%
	特別支援学校	120	120	100%
企業庁施設	17	17	100%	
合計	2,056	1,919	93%	

(出典：愛知県ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/231697.pdf>)

表 34 消防庁が対象とする公共施設等と愛知県が対象とする施設のの違い

	消防庁	愛知県
対象範囲	地方公共団体が所有又は管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、 <u>2</u> 階以上又は延床面積200㎡超の建築物）	非木造で、床面積200㎡以上の多数の者が利用する建物（防災拠点施設を含む）
出典	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成28年12月） 消防庁国民保護・防災部防災課	「県有施設の耐震化の現状について」 愛知県

※ 下線部分は、当該意見に関連するものである。

表 32 警察本部・警察署等の耐震化の状況（平成27年度末）

No.	名称	全棟数	耐震化	耐震化率	No.	名称	全棟数	耐震化	耐震化率
1	北海道	215	197	91.6%	25	滋賀県	74	61	82.4%
2	青森県	37	36	97.3%	26	京都府	210	148	70.5%
3	岩手県	44	40	90.9%	27	大阪府	107	106	99.1%
4	宮城県	84	84	100.0%	28	兵庫県	119	97	81.5%
5	秋田県	59	46	78.0%	29	奈良県	45	38	84.4%
6	山形県	57	48	84.2%	30	和歌山県	54	52	96.3%
7	福島県	75	68	90.7%	31	鳥取県	54	49	90.7%
8	茨城県	109	89	81.7%	32	島根県	23	23	100.0%
9	栃木県	33	29	87.9%	33	岡山県	97	86	88.7%
10	群馬県	121	111	91.7%	34	広島県	167	88	52.7%
11	埼玉県	47	43	91.5%	35	山口県	25	24	96.0%
12	千葉県	314	243	77.4%	36	徳島県	20	16	80.0%
13	東京都	214	209	97.7%	37	香川県	85	82	96.5%
14	神奈川県	583	447	76.7%	38	愛媛県	69	40	58.0%
15	新潟県	245	206	84.1%	39	高知県	71	58	81.7%
16	富山県	28	25	89.3%	40	福岡県	65	56	86.2%
17	石川県	27	27	100.0%	41	佐賀県	50	49	98.0%
18	福井県	22	20	90.9%	42	長崎県	34	28	82.4%
19	山梨県	35	35	100.0%	43	熊本県	77	65	84.4%
20	長野県	123	123	100.0%	44	大分県	64	60	93.8%
21	岐阜県	105	91	86.7%	45	宮崎県	127	117	92.1%
22	静岡県	247	247	100.0%	46	鹿児島県	109	99	90.8%
23	愛知県	503	325	64.6%	47	沖縄県	102	89	87.3%
24	三重県	70	68	97.1%	合計	5,245	4,388	83.7%	

(出典：防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果（消防庁）を基に監査人が加工)

イ 防災情報システムの更新に向けた検討について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

近年は多くの人々がスマートフォンを保有し、画像や動画をリアルタイムに送信することが可能である。また、熊本地震ではSNSによる救助要請や、タブレットPCを用いた避難所への物資供給など、ICTを利用した新たな取組も認められる。さらに、非被災地の職員が円滑にシステムを利用できるよう、防災情報システムの機能や操作のインターフェースを全国的に標準化しておくことが課題として指摘されるなど、災害時における情報システムの活用が重要視されている。

内閣府が設置した「防災4.0」未来構想プロジェクトにおいても情報通信技術の活用の重要性が指摘されており、ビッグデータやIoTといった新たなテクノロジーを災害対応に活用することは、今後の重要な課題の一つである。県では、県内の市町村、防災関係機関と確実な情報通信を確保するため、衛星回線や有線回線を用いた高度情報通信ネットワークを構築している。高度情報通信ネットワーク上では、防災情報システム、道路情報システム、防災ヘリコプターの映像（県拠点施設及び市町村）、震度情報システムなどが構築されており、これらのシステムを通じて関連機関と防災情報が共有されている。

このうち、防災情報システムは平成14年度に構築された。人、建物、避難勧告、避難所開設情報、道路情報、ライフラインといった被害情報（消防庁報告事項を基本に整備）を各市町村の担当者（県が管理する情報は県で入力）がパソコンから入力すると、県のサーバにおいて、県、市町村、支部といった単位で集計し、リアルタイムに被害情報が確認できる機能を有している。また、各市町村は県に対する支援要請を入力し、県ではその内容を一元管理できる仕組みとなっていた。更には、収集した情報を地図上に表すGIS機能を平成15年度に整備している。

しかし、防災情報システムは平成14年度に構築されたこともあり、例えば大容量の画像が添付できないことや、導入時にはドローンやTwitter等が普及していなかったこともあり、これらの活用についてはシステム導入時に考慮されていなかった。

< 提言 >

ICT技術の進捗や被災事例で明らかになった課題を踏まえながら、次世代の防災情報システムに必要な機能要件を検討することが望まれる。
なお、県もシステムの老朽化は認識しており、総務省が実施する「災害情報伝達手段等の高度化事業」（平成29年度実施）に参加し、改善を図る予定であ

る。同事業は、防災情報システムにおける各種機能（情報共有、被営業集約、被災者支援等）の整備を通じ、災害対応業務の効率化・迅速化等の効果を検証するものである。この取組を通じて、今後の防災情報システムに必要な機能要件を検討することが望まれる。

ウ 防災ヘリコプター旧機体の早期売却について（意見）

○対象部局

防災局 消防保安課

県では、平成8年10月1日から防災ヘリコプターの運航を開始した。一般に消防防災ヘリコプターが概ね20年又は5,000飛行時間で更新されていることなどを踏まえ、平成27・28年度予算により新しいヘリコプターを購入し、平成29年5月26日に新機体が納入された。

そのため、同日から、県営名古屋空港にある運航委託先である中日本航空の格納庫に、新旧2機格納しており、2機分の賃借料を支払っている状況である。旧機体の格納庫使用料は月80万円（税抜）である。



図25 中日本航空の格納庫

< 提言 >

県は旧機体を売却する方針であり、今後旧機体を売却し、格納庫を使用する必要がなくなれば、その翌月から旧機体の格納庫の賃借料は発生しなくなるが、売却が先延ばしになった場合、毎月80万円を負担しつづけることになるため、旧機体を早期に売却することが望まれる。

エ 県営名古屋空港の災害時の駐機スペースの検討について (意見)

○対象部局

振興部 航空対策課

県では、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保するため、「愛知県地域強化計画」の重要業績指標として新駐機場 4.7ha の整備を掲げ、平成 29 年度中には全面供用開始となる。平常時は民間航空機が利用する駐機場として利用し、大規模災害時には消防防災ヘリ等の駐機スペースとして利用することを想定している。

災害時は駐機スペースを確保する必要があるが、新駐機場整備前後の比較等により、災害時の駐機需要を満たすことになるか、十分に検討されていない。

< 提言 >

既存の駐機スペースに新駐機場を追加することにより、災害時の駐機スペースが十分なものとなるが、東日本大震災時の駐機需要等を参考に改めて検討することが望まれる。

(2) 生活の確保

ア 愛知県防災会議の女性委員の割合について (意見)

○対象部局

防災局 防災危機管理課

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成 25 年 5 月、内閣府男女共同参画局)では、東日本大震災において男女共同参画の視点から様々な問題が生じたが、この背景には地方防災会議における女性委員の割合が低く、地域防災計画や各種防災対策に女性の意見が十分に反映されていなかったことが理由の一つであると指摘している。

同指針では「都道府県の審議会等委員に占める女性の割合を平成 27 年までに 30%とすることとしている国の第 3 次男女共同参画基本計画の成果目標も参考とすること」として、防災会議の女性割合を高めることを求めているが、愛知県防災会議に占める女性の割合は 2.7%と全国平均 13.2%を下回っていた。

< 参考：男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集 >

Ⅲ 各段階において必要とされる取組

1 事前の備え・予防

(2) 地方防災会議

[取組指針]

① 防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。その際、平成 24 年 6 月に災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)が改正され、都道府県防災会議の委員に多様な主体の参画を促進するための規定が新たに盛り込まれたことを踏まえること。

② 都道府県防災会議については、女性委員のいない都道府県防災会議の数を平成 27 年までにゼロとすること。また、都道府県の審議会等委員に占める女性の割合を平成 27 年までに 30%とすることとしている国の第 3 次男女共同参画基本計画の成果目標も参考とすること。

③ 都道府県防災会議において女性委員の割合を高めるためには、災害対策基本法第 15 条第 5 項第 8 号「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」という規定を活用し、男女共同参画に関する活動を行っている民間団体等から委員を登用したり、日頃から男女共同参画に取り組んでいる女性についてこれらの団体に推薦を求めるなどの工夫が考えられる。また、女性が就くことのできる職業に従事する女性を登用すること、都道府県知事等が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用することなども考えられる。

< 提言 >

愛知県防災会議の委員については、災害対策基本法第 15 条第 5 項にて職指定されている。このうち、県が独自に委員を指定できるのは、第 8 号の「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」の 7 名のみである(表 35)。それ以外の委員は職指定されており、指定される職(組織長)に女性が少ないことから女性割合が低い結果となっていた。

県は第 8 号の 7 名に関しては女性割合をできる限り高める努力を行っており、既に女性委員を任命しているところである。

このように県は努力を行っていることが同え、現在の体制に著しい不足があるとはいえない。一方で他県と比較すると女性比率が著しく少ないという

表 36 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合（都道府県別・平成27年）

	都道府県防災会議		市町村防災会議	
	委員総数 (人)	女性の比率 (%)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)
北海道	65	7.7	5	3.2
青森県	57	15.8	9	4.3
岩手県	73	15.1	11	5.8
宮城県	53	9.4	5	6.4
秋田県	65	8.3	5	9.1
山形県	59	15.3	9	5.6
福島県	51	11.8	6	4.4
茨城県	51	11.8	6	6.2
栃木県	53	7.5	4	7.6
群馬県	47	10.6	5	7.0
埼玉県	69	8.7	6	8.8
千葉県	61	14.8	9	10.0
東京都	66	3.0	2	11.9
神奈川県	55	12.7	7	8.5
新潟県	72	25.0	18	4.7
富山県	65	13.8	9	5.4
石川県	66	9.1	6	4.6
福井県	56	3.6	2	5.6
山梨県	61	4.9	3	8.4
長野県	64	9.4	6	8.1
岐阜県	61	18.0	11	7.0
静岡県	55	7.3	4	6.6
愛知県	74	2.7	2	7.0
三重県	54	9.3	5	9.2
滋賀県	60	11.7	7	7.8
京都府	65	13.8	9	10.7
大阪府	59	6.8	4	8.2
兵庫県	55	10.9	6	10.6
奈良県	60	13.3	8	9.3
和歌山県	51	3.9	2	9.1
鳥取県	67	43.3	29	8.8
島根県	71	35.2	25	12.7
岡山県	56	14.3	8	6.3
広島県	58	3.4	2	15.3
山口県	56	12.5	7	7.2
徳島県	67	40.3	27	10.8
香川県	55	12.7	7	5.6
愛媛県	59	8.5	5	8.2
高知県	57	14.0	8	5.2
福岡県	59	10.2	6	9.0
佐賀県	68	33.8	23	13.4
長門県	66	10.6	7	9.7
熊本県	56	10.7	6	5.8
大分県	50	8.0	4	7.3
宮崎県	53	9.4	5	7.2
鹿児島県	60	8.3	5	4.2
沖縄県	54	13.0	7	5.7
計	2,810	13.2	372	8.0
				7.7

(出典：平成28年度防災白書)

現状を踏まえれば、今後も改善に向けて努力し続けることが望ましいと考えられる。第8号の委員など県に裁量の余地があるメンバーに関しては、今後も女性委員の任命を意識し続け、女性の視点を県の防災対策に反映させることを通じて、より効果的な取組みが行われることが望まれる。

表 35 災害対策基本法の定めと愛知県防災会議委員の対比表

災害対策基本法第15条	愛知県防災会議 委員名簿 (平成29年5月30日現在)
会長(第2項)	県知事
委員(第5項)	
第1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17名 (中部管区警察局長(他))
第2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1名 (陸上自衛隊第10師団 師団長)
第3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1名 (愛知県教育委員会 教育長)
第4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1名 (愛知県警察本部 本部長)
第5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	3名 (愛知県 副知事・防災局長・建設部長)
第6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5名 (名古屋市長(他))
第7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	指定公共機関 15名 (独立行政法人水資源機構構中部 支社 支社長(他)) 指定地方公共機関 25名 (愛知県土地改良事業団体連合会 専務理事(他))
第8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者	7名 (愛知県議会 議長(他))

(出典：災害対策基本法、愛知県防災会議委員名簿)

イ モリコロパーク備蓄倉庫の管理について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

備蓄場所の一つである「愛・地球博記念公園（モリコロパーク）」の保管状況を視察したところ、次の状況が見られた（図26）。

備蓄倉庫内にはフォークリフトが配備され、大量の物資運搬に備えられていた。しかし、フォークリフトのガソリンが残り少なく、災害時の長期運転に懸念が認められた。

備蓄倉庫のシャッターの製造年月は平成20年10月であり、保証期間は2年又は1,500回のどちらか早い方であったが一度も点検していないとのことであった。

< 提言 >

次の2点を実施することが望まれる。

備蓄倉庫内のフォークリフトに対し、定期的に動作確認やガソリンの容量を点検すること。

備蓄倉庫のシャッターに対し、定期的に点検し非常時に問題なく動作することを確認すること。



モリコロパーク備蓄倉庫2 内部



シャッターの操作部
愛・地球博記念公園（モリコロパーク） 備蓄倉庫

ウ 使用期限間近のミルクの譲渡について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

県の災害救助基金による備蓄物資のうち、賞味期限があるものについてはその有効利用を企図して、県の関係施設や市町村等に無償で譲渡している。粉ミルクについては「災害救助用備蓄粉ミルクの処分方法について（方針）（平成21年1月7日防災局長方針決裁）（以下「方針」という）」に基づき譲渡することとなっている。この方針では「公平性や中立性に配慮すること」と記載されている。平成29年1月に賞味期限を迎える粉ミルクについて、県が運営する障害者施設に対して無償譲渡している。この譲渡先は平成21年の方針の



モリコロパーク備蓄倉庫2 外観

決裁時に譲渡した先であり、その後、県は他の譲渡先を検討することなく、引き続き同一の施設に対して粉ミルクを無償譲渡してきた。

< 提言 >

方針においては、「公平性や中立性に配慮すること」とあり、譲渡先を検討することなく一団体に譲渡し続けることはこの方針に照らし合わせると好ましくないと考えられる。今後は、庁内で譲渡先を募るなど、複数の譲渡先を検討することが望まれる。

エ 品質保証期限が到来した備蓄物資の取扱いのルール化について（指摘）

○対象部局
防災局 災害対策課

県は被害予測を踏まえ、「愛知県地域防災計画」附属資料 1. 必要物資の備蓄のとおり備蓄している。備蓄の品目や数量は阪神・淡路大震災（平成7年）、東日本大震災（平成23年）などの様々な災害を経て見直しがなされてきている。これらの備蓄は、購入後10年～30年と比較的長期間在庫することが可能な物資が含まれているが、保管庫には保証期限の到来を迎えた物資もあった。

表 37 視察時に発見された保証期限が到来している備蓄物資

保管場所	備蓄物資	製造	保証期限
愛・地球博記念公園（モリコロパーク） 備蓄倉庫2	簡易トイレ	平成17年3月	10年
	トイレットペーパー	平成19年1月	平成29年1月
	なべ	平成19年1月	平成29年1月
	かいろ	平成22年1月	平成26年6月
	テント	平成19年2月	平成29年2月
西三河総合庁舎 B1第1、2倉庫	ガスコンロ	平成19年3月	平成29年3月
	毛布	平成18年3月	平成28年3月
衣浦東部保健所	簡易トイレ	平成17年3月	10年
	毛布	平成18年3月	平成28年3月

保管場所	備蓄物資	製造	保証期限
新城設楽総合庁舎 第4倉庫	食器・箸・スプーン セット	平成19年1月	平成29年1月
	ガスコンロ	平成19年3月	平成29年3月
新城設楽総合庁舎 防災倉庫	簡易トイレ	平成17年3月	10年
	タオル	平成19年2月	平成29年2月
	トイレットペーパー	平成19年1月	平成29年1月
	毛布	平成18年3月	平成28年3月
元新城保健所 設楽保健分室 滅菌室・倉庫	テント	平成19年2月	平成29年2月
	簡易トイレ	平成17年3月	10年
	なべ	平成19年1月	平成29年1月
	やかん	平成19年2月	平成29年2月
	ガスコンロ	平成19年3月	平成29年3月

※1 その他に、衣浦東部保健所及び、新城設楽総合庁舎防災倉庫に、平成18年3月に納入したほ乳瓶が保管されていたが、保管場所は直射日光があたったり高温多湿であった。

※2 製造元であるピジョン株式会社のホームページによれば、シリコーンゴム製乳首（無色透明）の保存期間は約3年が目安とのことであるため、これらも使用期限が到来していると考えられる。
(<https://support.pigeon.co.jp/faq/index-8.html>) また、ホームページでは、保管場所も直射日光があたったり高温多湿にならないような場所での保管を求めている。

（出典：監査人作成）

間を超過したものは、安全性を担保できないため、使用禁止の旨を各備蓄担当者に通知していた。そのため、備蓄物資が数量に含まれているものの実際には使用できない状況となっていた。

< 提言 >

保証期限が到来していても、利用できる可能性がある備蓄物資については引き続き保管することは問題ないと考える。この際、県として保証期限が到来した備蓄物資について、その機能が維持されているかを保証するための手続きを明確にする必要がある。製造者に確認することに加えて、例えばなべ、やかんについては目視で腐食状況等を確認し、利用できる場合のみ継続保管し、不足分は購入するのといった手続きを明確にすることが必要である。

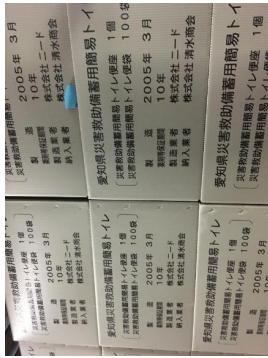
さらに、保証期限が切れたものも、永遠に保管し続けることは不可能であるため、最長でいつまで保管を継続するかについてのルール作りを行うことが望まれる。

ただし、保証期限を超過し、安全性が担保できないガスコンロについては保証期限前に点検等を行い、使用できる状態にすることが必要である。紙おむつについては、直近で平成35年3月に保証期限を迎える予定であり、保証期限前に備蓄物資の有効利用について予め検討しておくことが望まれる。

オ 備蓄物資の帳簿在庫と実際有高との差異について（指摘）

○対象部局
防災局 災害対策課

県では物資の早期提供に向けて備蓄を行っており、帳簿上では、東大手庁舎の平成28年10月1日現在のフリーズドライの備蓄量は37,620食(627箱)が保管されていることになっており、その後、受払いの事実はなかった。しかし、本監査にて視察したところ37,500食(625箱)しか保管されておらず、実際の数が2箱少なかった。この理由は熊本地震発生後に備蓄物資が実際に機能できる状況であるかを確認するために、別の場所に持ち出して確認していたが、その後持ち出した物資を元に戻すのを失念していたとのことであった。



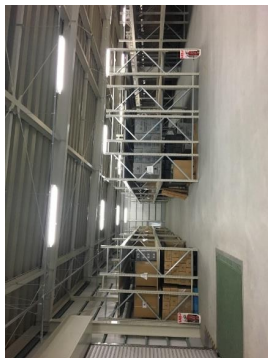
モリコロ備蓄倉庫2 備蓄物資



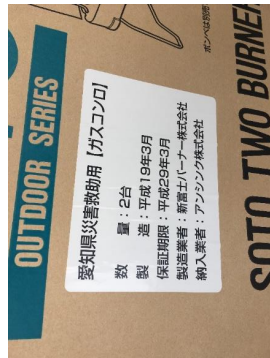
新城設楽総合庁舎防災倉庫 備蓄物資



新城設楽総合庁舎防災倉庫 備蓄物資



モリコロ備蓄倉庫2 内部



新城設楽総合庁舎防災倉庫 備蓄物資



新城設楽総合庁舎防災倉庫

図 27 防災倉庫の状況

これらの備蓄物資について、県は製造者等に問い合わせを行い、使用に問題がないか電話で確認を行った上で備蓄を継続している品目もあるとのことであったが、全品目について網羅的に確認がなされていなかった。また、例えば簡易トイレの凝固剤が期限後も利用可能な状態であるか、サンプルで確認する等実際に使用可能かを検証していなかった。ガスコンロについては、保証期



図 28 東大手庁舎 備蓄倉庫

< 提言 >

災害発生時に備蓄物資がどこにあるか不明であるという状況は問題があるため、今後は一時的に持ち出しを行う場合にも、持ち出した場所、持ち出した担当者等を明確に管理する必要がある。また、一時的に持ち出した場合にも、可能な限り速やかに備蓄場所に戻すことが必要である。

カ 賞味期限間近の飲料水の譲渡による払出と新規受入のタイムラグについて (意見)

○対象部局
防災局 災害対策課

県の災害救助基金による備蓄物資のうち、賞味期限があるものについてはその有効利用を企図して、県の関係施設や市町村等に無償で譲渡している。飲料水は平成27年8月30日時点で94,824本あり数が大量となることから災害対策課が一括して譲渡先を調整し譲渡していた。

災害用備蓄物資(飲料水)の譲渡記録によれば、賞味期限間近の飲料水を平成27年8月31日～平成28年2月9日に順次譲渡していた。譲渡した水の新規の受入は平成28年3月以降であり、最長で飲料水の備蓄が計画数量に満たない状況が6か月以上となっていた。

< 提言 >

県の備蓄は市町村の備蓄を補うという位置づけであり、一義的には市町村が備蓄していること、また、協定等により災害時には速やかに入手可能であるとの判断に基づき、県では備蓄物資の有効利用を優先しこのような対応を

行っているとのことであった。

備蓄物資の有効利用の観点からは県の取組は理解できるものである。しかしながら、災害救助用備蓄物資の性質を鑑みると、半年以上計画数量に満たないという状況は好ましくないと考えられる。可能な限り払出と受入のタイムラグをなくすよう努力することが望まれる。

キ 設楽地区における備蓄倉庫の一元化について (意見)

○対象部局
防災局 災害対策課

設楽地区は、「元新設楽保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫」及び「新設楽農林水産事務所別館倉庫」の2拠点で物資を備蓄しているが、両建物は400メートル程度しか離れていない。

また、「新設楽農林水産事務所別館倉庫」は狭小であり、外部倉庫のため外気が入りやすいことから埃をかぶっていた。一方「元新設楽保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫」は屋内であり、スペース的にも余裕があった。

このような状況を踏まえれば、「新設楽農林水産事務所別館倉庫」に備蓄していた物資を「元新設楽保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫」で保管することが望ましいが、県は「元新設楽保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫」での保管を検討していなかった。

ク 地区別保管場所の見直しについて（意見）

○対象部局
防災局 災害対策課

県が必要と認めた保管物資を各方面本部等地区別に保管数量を定め、各地区において、倉庫等を確保して備蓄している。そして「愛知県地域防災計画」附属資料においては、保管場所別の保管物資を公表している。

この地区別保有量は、平成16年度の被害予測調査を参考に、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、東大手庁舎といった集中備蓄と尾張、西三河、東三河の各方面本部において保管する分散備蓄に分けている。各地区別保有量は一定として、毎年保管場所の変更状況を反映して公表している。

< 提言 >

現在保管物資の備蓄方針の見直しが行われており、飲料水、食料等の6品目については、追加購入することが決定している。その結果、新たな保管場所の確保が課題となってくる。増加する物資の保管に対応するためには、最新の被害予測調査結果も参考に、各市町村における保管場所や協定先の備蓄場所等を勘案し、県として最適な保管場所を検討することが望まれる。分散備蓄は基本となるものの、災害時の輸送手段の確保、そのための情報収集の態勢についても十分検討し、県有施設のみならず、民間施設の活用も視野に入れた検討が望まれる。

ケ 必要物資の備蓄量の表記相違について（意見）

○対象部局
防災局 災害対策課

「愛知県地域防災計画」附属資料において、県が保管する備蓄物資を保管場所別に公表している。平成28年10月1日現在において、西三河県民事務所において保管する毛布の数量が901枚となっているが、平成29年3月31日現在としてカウントした実在庫数とそこから現場受払記録に基づき遡及した平成28年10月1日現在の保管在庫は701枚であると推定され、200枚相違する。現場受払記録に基づくと豊田加茂地区における平成28年10月1日現在の保管枚数は550枚であり、「愛知県地域防災計画」附属資料における記載枚数350枚と200枚相違する。保管場所の記載ミスが生じていた。

「災害救助用備蓄保管等要領」によれば、毎年度3月31日現在の災害救助用備蓄物資の保管状況を防災局長あてに報告することとなり、これにその後9月30日までの移動状況を加味して、平成28年10月1日現在の「愛



新城設楽農林水産事務所別館倉庫



元新城保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫 内部



新城設楽農林水産事務所別館倉庫



元新城保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫 外観

図29 新城設楽地区防災倉庫

< 提言 >

備蓄物資の安全な保管や備蓄物資管理に関する事務の効率化の観点から、「新城設楽農林水産事務所別館倉庫」を「元新城保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫」に統合し備蓄物資を一元管理することを検討することが望まれる。

サ 調達幹旋可能数量の記載内容について（指摘）

○対象部局
健康福祉部 医薬安全課

「愛知県地域防災計画」附属資料には、医薬品・衛生材料の調達幹旋の品目、調達幹旋数量、調達幹旋先等が記載されている。調達幹旋先とは協定書を取り交わし、災害時の医薬品等の確保を図っているが、調達幹旋数量に表38のとおり相違が見られた。

表38 医薬品・衛生材料の調達幹旋

品目	愛知県地域防災計画附属資料	協定書
医療用ガス	平常時の医療機関で使用する量の7日分程度	措置可能な数量
歯科用品	平常時の医療機関で使用する量の5～7日分程度	措置可能な数量

（出典：「愛知県地域防災計画」附属資料 6 医薬品・衛生材料の調達幹旋）健康福祉部保健医療安全課作成の資料を基に監査人が加工）

< 提言 >

「愛知県地域防災計画」附属資料において、「平常時の医療機関で使用する量の7日分程度」「平常時の医療機関で使用する量の5～7日分程度」と記載されているが、協定書と照らし合わせると現在の記載は根拠が明確とはいえない状況である。「愛知県地域防災計画」附属資料に調達可能数量を公表することについては、別途意見として提示しているが、公表する場合には、協定書と整合させる必要がある。

シ ランニング備蓄における委託数量確認のルール化について（指摘）

○対象部局
健康福祉部 医薬安全課

医薬品等及び衛生材料については、主として医薬品卸業者に委託料を支払うことにより、12,200人分程度の災害時救急用ランニング備蓄（業者の通常の在庫に必要量を上乘せして備蓄）を行っている。一定の仮定に基づき災害時には12,200人分程度の備蓄が必要と判断し、これを製剤名又は品目に区分して医薬品卸業者の拠点ごとに委託数量を定めて依頼している。

委託数量がランニング備蓄として存在するか健康福祉部では1年に1回備

知県地域防災計画」附属資料が作成される。この方法によらず作成したことが今回のミスの原因であった。

< 提言 >

「愛知県地域防災計画」附属資料の作成方法を再徹底することにより、実態が反映されたものが公表されることが望まれる。

なお、10月1日現在ではなく、保管場所から報告を受けたデータがそのまま利用できるよう4月1日現在とすることも1つの方法と考える。

コ 三河の山里サポートデスク事業の活用について（意見）

○対象部局
振興部 地域政策課

県では、復旧・復興を担う人材等や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するために、「愛知県地域域強化計画」の重要業績指標として、三河の山里サポートデスク登録者数を平成32年度までに100人とすることを目標としている。

三河の山里サポートデスク事業は、県が市町村と連携しながら、三河山間地域の集落と企業等や個人を繋ぎ、継続した活動や交流などを促進する目的で設置されており、平成28年度末は36名が登録している。

登録希望者は、申込用紙に草刈り、竹林伐採などの森林保全活動など希望する内容等を記載して、登録後希望する内容を中心に活動を行っている。

< 提言 >

草刈り、竹林伐採などの森林保全活動を実施する技能等は、災害時の復旧活動においても求められるものと思われる。「愛知県地域域強化計画」の重要業績指標として三河の山里サポートデスク事業を抽出しているのであれば、登録者の登録情報を市町村と共有し、災害復興時には登録メンバーへの呼び掛けを行い災害支援に資するなど、より積極的に防災活動の取組を検討することが望まれる。例えば、災害復興時に集落から支援要請があった場合に備えて、登録メンバーが要請に対応可能かどうかを予め把握しておくことも考えられる。

蓄拠点を訪問し、調査しており、調査は委託備蓄品のうち、動きが多いものを中心にランダムに抽出して行われる。平成28年度の調査結果を閲覧した結果、利尿剤（フロセミド20mg）が委託数量400本に対して、実際数量が370本であり委託数量に30本足りていないケースにおいて、不足していた理由や期間、補充された時期等が調査記録に残されていなかった。また、調査結果の記録の残し方も統一されていなかった。

< 提言 >

県が支払う委託料は、委託数量に基づき積算しているため、実際数量が委託数量に足りていなかった場合は、委託料の適正性に影響が生ずるとともに、災害時に支障を来す可能性もある。ランニング備蓄では緊急の需要により一時的に委託数量を下回る場合も想定されることから、委託備蓄品をテストカウントする範囲、方法、結果の残し方等を、内規等に基づきルール化することが必要である。

ス 震災時の学用品の支給品目について（意見）

○対象部局
教育委員会 総務課

「愛知県地域防災計画」附属資料において、教科書・学用品の調達輪旋品目として、教科書、鉛筆、ノートに記載し、品目ごとの調達輪旋先、所在地等を公表している。「災害救助事務取扱要領（平成29年4月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）」において、災害が発生した場合には、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童に対して必要な学用品の給与を行うこととしている。

「災害救助事務取扱要領」において学用品は、表39のとおり定められているが、支給できる学用品は、被災状況、程度及び当該地域の実情に応じて個々に定めて差し支えないこととされている。

表 39 「災害救助事務取扱要領」における学用品

区分	品目
ア. 教科書	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材
イ. 文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
ウ. 通学用品	傘、靴、長靴等の通学用品
エ. その他の学用品	運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、笛、ビ

区分	品目
	アニカ、工作用具、裁縫用具等

（出典：「災害救助事務取扱要領」内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）より監査人が抜粋）

このように支給する学用品の対象は、県の裁量で決めることができるが、「愛知県地域防災計画」附属資料に公表している教科書、鉛筆、ノートは選定された経緯が現在不明とのことであった。

< 提言 >

調達輪旋品目の見直しについては、別途意見提案しているが、学用品については、「災害救助事務取扱要領」で対象品目を定めていることに鑑み、県として「災害救助事務取扱要領」に基づき支給する品目について、被災時の県民に対して、有用な物品を支給するという観点で選定を行い、また、必要に応じて見直しを行ったうえで、「愛知県地域防災計画」附属資料において公表することが望まれる。

(3) 社会機能の確保

ア 「愛知県庁BCP」のファイルの差し替えについて（指摘）

○対象部局
防災局 防災危機管理課

大規模地震が発生した場合は行政自身も被災し、業務の中断などを通じて県民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる可能性がある。そこで、県では発災後の県の機能を維持し、必要不可欠な業務を継続できるようにするため、「愛知県庁BCP」を策定している。「愛知県庁BCP」は発災時に即座に活用できるよう、各部局にて印刷し保管している。また、防災局は1年に1回、内容の見直しを各部局に指示し、同時に更新すべきページについては差し替えを依頼していた。

しかし、各部局が保管している「愛知県庁BCP」の中からサンプルを抽出したところ、差し替えるべきページが差し替えられていないケースが見えられた。

< 提言 >

防災局では各部局に見直しの指示を行い、見直し後の文書データを受領していた。また、各部局には具体的に差し替えるべきページを指示していた。したがって、本事項は各部局担当者の単純な事務エラー（差し替え漏れ）と

推察されるが、最新のBCPが有効に機能し、発災時には各部局が円滑に行動できることを確保するためにも、漏れなく最新版に差し替えることが必要である。

既に防災局では差し替え指示を毎期実施しているところではあるが、今後は、指示が確実に実行されるように、各部局への依頼方法を工夫する等、差し替えを徹底することが必要である。

イ 「愛知県庁BCP」に基づいた訓練について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

「愛知県庁BCP」は、災害時にも継続して実施すべき業務又は早期に復旧すべき業務を「非常時優先業務」として特定している。災害が発生した場合、この「非常時優先業務」に優先的に資源（職員、庁舎、資機材等）を配分し、災害発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることを計画している。

災害時には1)通常と異なる手順で業務を実施する、2)通常とは異なる担当者が業務を代行する、といった事態も想定される。そのため、この計画の実効性を確保するためには、皆で手順を確認することや、代行担当者が業務を経験するなど、テスト・訓練が不可欠である。

県では「愛知県庁BCP」の実効性を確保するため、全庁的な登庁訓練（非常時優先業務）のテスト・訓練を含む）や、部局によっては自主的に訓練を実施していた。

しかし、防災局では各部局に対して、「非常時優先業務」のテスト・訓練を指示していたものの、訓練の実施方法や内容は、各部局の自主性に一任されていた。

< 提言 >

防災局では「非常時優先業務」のテスト・訓練を指示し、報告まで求めているが、部局によっては訓練が実施されていない部局も存在した。「愛知県庁BCP」が有効に機能し、発災時には「愛知県庁BCP」に則って、全部局が最適な行動を行えるようにするためにテスト・訓練が不可欠であり、防災局は各部局に対して、定期的にテスト・訓練を確実に実施するよう指示することが望まれる。

なお、このようなテスト・訓練は全ての「非常時優先業務」を対象とすることが望ましいものの、人的・時間的リソースの面からは困難と推察される。そのため、「非常時優先業務」の中から特にテスト・訓練が必要な業務に限定す

109

る、複数年をかけて重要な業務を一巡するなど、業務負荷も考慮したテスト・訓練を指示することが望まれる。

ウ 「愛知県地域防災計画」附属資料の更新について（指摘）

○対象部局

防災局 災害対策課

県では「愛知県地域防災計画」附属資料（平成28年修正）において必要物資の備蓄の数量、協定による応急生活物資供給の内容、各種調達幹先を公表している。

平成29年6月未現在公表されている、附属資料の「協定による応急生活物資供給」に記載されている社名が更新されていないかった。具体的な内容は次のとおりである。

平成28年9月1日に株式会社サークルKサンクスは株式会社ファミリーマートに社名が変更になっているが、株式会社サークルKサンクスのままであった。

平成26年3月10日にイオン株式会社中部カンパニーはイオンリテール株式会社 東海・長野カンパニーに社名が変更になっているが、イオン株式会社中部カンパニーのままであった。

< 提言 >

県民に正しく有用な情報を公表する観点から、少なくとも1年に1回は社名等が変更になっていないか確認し適時に修正する必要がある。

110

エ 災害応急物資の調達幹旋先及び品目の見直しについて (意見)

- 対象部局
防災局 災害対策課
産業労働部 商業流通課、産業振興課
農林水産部 食育消費流通課、園芸農産課
畜産課、水産課

県では物資の早期提供に向け、各種団体と協定締結することや調達幹旋の確保を行っている。
 県では年1回調達幹旋先の所在地や電話番号に変更がないか、各部局を通じて確認しており、変更がある場合には情報を更新している。しかしながら、調達幹旋の品目自体の適切性や調達幹旋先については長年見直しが行なわれていない。そのため、食生活の変化や、非常食・長期保存食の技術の進歩に必ずしも対応していないとも考えられる。

< 提言 >

県民の食生活の変化や、長期保存食の技術の進歩に対応して、現在の調達先だけでなく新規に連絡先を把握すべき団体が存在しないかなど、調達幹旋先を見直すことにより、調達幹旋がより県民にとって有効なものとなり、また、同じ費用でも、より効果が高い品目の幹旋につながることを望まれる。
 また、調達幹旋先からも新規の品目についての提案を受けることも有用であり、検討することが望まれる。

オ 災害応急物資の調達幹旋可能数量の見直しについて (意見)

- 対象部局
防災局 災害対策課

「愛知県地域防災計画」附属資料において協定先、調達幹旋先からの提供を受けられる品目等について、最大供給可能数量、調達幹旋可能数量等として数量が記載されている。調達幹旋品目の調達幹旋可能数量については、記載がされていないものや、ゼロとして公表しているもの(生活必需品のブラ製茶碗、ブラ製箸、ブラ製湯呑)もある。
 数量情報の公表は、調達幹旋先に関連する所管部署の判断に委ねられているため、数量の記載方法が統一されていない。なお、ゼロでの公表は、在庫を保持しないことが主流となる中、災害時にはできる範囲で協力するという意味とこのことである。

また、「平成28年度災害時ににおける協力等に関する協定締結事業者連絡会議応急生活物資等の供給に関する分科会」において、協定業者からは提供可能数量を聞かれても、将来のことは不明であるため、今日現在の数量を伝えるだけという意見もあった。

< 提言 >

協定先等に対して、そもそも県としてどの程度の数量が必要と見込むか再度検討した上で協定先等と協議し、現在の数量ではなく、提供可能数量等として、県民にとって有用な情報を記載することが望まれる。また、数量を記載することが困難な場合もあることを考慮すると、数量に関する情報を記載せず品目名のみ記載することも考えられる。

(4) 迅速な復旧・復興

ア 被災者支援システムの導入に向けた検討について (意見)

- 対象部局
防災局 災害対策課

罹災証明書は、災害により被災した住家等の被害程度を証明するものである。被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分措置の基礎的な資料として幅広く活用され、被災者はこの証明書を基に各種の支援を受けている。

東日本大震災では、行政の混乱やマンパワー不足が生じ罹災証明書の交付に長期間を要した。結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかった。そのため平成25年6月に災害対策基本法が改定され、市町村長の義務として、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが明記された。

<参考：災害対策基本法第90条の2>

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書(当該災害による被害の程度を証明する書面)を交付しなければならない。

このような背景を踏まえると、早期の罹災証明書の発行に向けて、1)建物被害程度を調査する人材を確保すること、2)罹災証明書の発行に関するシステムを導入し、市町村の事務負担の軽減・発行業務の効率化を図ること、が重

要である。実際、熊本地震の被災市町村の多くはシステムを導入しておらず、被災経験のある自治体のアドバースに基づき、被災後に急きよシステムを導入し事務負担の軽減を図っている。この事例からもシステムの事前導入が重要なことが分かる。

県では「家屋被害認定士制度」を創設し、被害調査を担当する人材の確保に努めている。

しかし、事務手続きの効率化を目的として、県内市町村に対し、システムの導入を促進するまでには至っていないかった。

< 提言 >

南海トラフ地震が想定される県では多くの市町村が被災し、罹災証明書の発行業務に多大な事務負担が生じる可能性が高い。県は市町村をサポートする役割を担っており、結果的に県の事務負担も高まる可能性がある。そのため、被災前から県内市町村に対し被災者支援システムの導入を呼び掛けることを検討することが望まれる。

この際、各市町村が個別にシステムを導入するのではなく、県が中心となつて共通システムを整備し、市町村に参加を呼び掛けることも考えられる。これにより、県内市町村からの応援職員も容易にシステムの操作が可能となるほか、一括調達を行った場合はシステム導入の低コスト化が図られる可能性も考えられる。この考え方は、共通システムの利用範囲を広げ県に拡大した場合も同じである。

また、このようなシステムを検討を行う際には、他システムとのデータ連携の必要性の有無も合わせて検討し、必要に応じてデータのやり取りに向けたシステム間のインターフェースについても検討することが考えられる。

なお、内閣府では罹災証明の発行だけでなく、被災者情報を一元化した被災者台帳の整備も進めている。被災者台帳を市町村で共有することにより、各種申請時に罹災証明書の添付を省略することが可能となる。愛知県及び県内全市町村（名古屋市を除く）で構成される「あいち電子自治体推進協議会」ではこの被災者台帳機能や罹災証明書の発行などが含まれる被災者支援システムに着目し、平成27年度、28年度と事例調査を行っていた。その結果を受け、現在は県の防災局において、システムに必要な機能、要件などを検討しているところである。

罹災証明書の発行に留まらず、被災者の生活再建に関する事務手続きをシステム化することは効率的な事務の実施や、被災者に対する早期の支援などが期待される。県は例えば「中部9県1市広域災害応援連絡協議会」などのフレームワークを活用しながら、罹災証明書の発行、さらには被災者台帳などの標準化を協議し、県内市町村のシステム導入を促進することが考えられる。

イ 家屋被害認定士の増加に向けた取組について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

家屋に被害が生じた場合は、被災者は各種の支援を受けるために罹災証明書の発行を市町村に申請する。市町村は、申請に基づき個々の建物の被害状況を調査し、罹災証明を発行している。

このように、罹災証明の発行には建物の被害状況を調査する必要があるが、県の被害予測に基づけば、全壊・全焼建物だけで約94,000棟¹⁷（「過去地震最大モデル」の場合）が想定されており、極めて多数の調査が必要となる。実際には半壊、軽微な被害の建物も生じるため、調査が必要な件数はさらに増加する。

また、被害調査は統一的な基準で実施する必要があるほか、被災者が早期に各種支援を受けられるよう、迅速な対応が求められる。

そこで、県では建物被害の調査に向けて家屋被害認定士の育成事業について検討し、平成29年度から開始している。

「愛知県家屋被害認定士制度要綱」によれば、建築、不動産及び防災関係団体からも家屋被害認定士と協力できるメンバーを募ることを予定しているが、まずは市町村職員を育成する方針（特に、方面本部市町村支援チーム要員を中心に養成）が進められていた。

< 提言 >

県内では極めて多数の建物を調査する必要があり、市町村職員だけでは人材が不足することが強く推察される。そのため、建物構造の知見を有する建築士などの参加もできるだけ早く呼びかけ、人材の増加に努めることが望まれる。

¹⁷ 「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果（平成26年5月）」

ウ 「震災復興都市計画」模擬訓練への参加促進について（意見）
 ○対象部局
 建設部 都市計画課

県では、地震等の発生により都市基盤が未整備な市街地が大規模に被災した場合に、緊急・円滑に市街地を復興するため、建築基準法等に基づく建築制限を実施しながら計画的な市街地の整備事業を進める「震災復興都市計画」の取組を行っている。

建設部都市計画課では、復興対策（都市、生活、産業・経済の復興）のうち「都市の復興」を対象として、市町村職員（主に都市計画担当部局）が迅速かつ円滑な復興事務に利用できるよう「愛知県震災復興都市計画の手引き」を作成している。災害時には本手引きを参考に、市町村が「震災復興都市計画」を進めることとなる。

県ではこの手引きを用いて迅速に「震災復興都市計画」を進められるよう、市町村職員、県職員、愛知県都市整備協会職員を対象に模擬訓練を毎年開催している。平成28年度は、11月29日、30日と2日間の日程で開催された。

< 提言 >

県では、模擬訓練の開催日程について、前年度のアンケートを参考に決定しているということであるが、アンケートは参加団体の意見であるため、例えば前年度参加できなかった市町村や、参加回数が少ない市町村に事前に参加できる時期や日程を確認する、年度初めにすべての対象市町村にアンケートを実施して、より多くの市町村が参加できる時期を訓練候補日とするなど、参加者の裾野を広げるための更なる取組を実施することが望まれる。

また、比較的規模の大きい市町村においては、参加回数が多い傾向にあるものの、人事異動により定期的に担当者が変更となることが、「震災復興都市計画」はグループ又はチームで進めることを踏まえ、今後も模擬訓練への参加を啓蒙していくとともに、可能であれば1市町村で複数人の参加を促していくことも望まれる。

エ 「震災復興都市計画」模擬訓練の内容の充実について（意見）

○対象部局
 建設部 都市計画課

「愛知県震災復興都市計画の手引き」において、行政が実施する「震災復興都市計画」の流れは次のとおり定められている。

震災等の発生後の第1段階で、各市町村は被災状況の調査を行い、家屋被害概況図を作成するとともに、第一次建築制限区域（案）の申出を行う。市町村及び県は、都市復興基本方針の策定と公表を行い、県から市町村に対して第一次建築制限区域の通知を行う。

第2段階では、第1段階で作成した家屋被害概況図を元に、詳細な状況や範囲を調査・把握し、復興地区区分の再検証を行い、県及び市町村は都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表、市町村では被災市街地復興推進地域の都市計画を決定する。

表 40 訓練への参加団体の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市町村参加者数	30市町村 31名	38市町村 49名	36市町村 39名	31市町村 34名	25市町村 29名
県参加者数	8名	10名	9名	11名	6名
都市整備協会参加者数	1名	2名	1名	0名	0名
合計	40名	61名	49名	45名	35名

※ 愛知県内の都市計画区域の51市町村を対象としている。

（出典：「震災復興都市計画」模擬訓練 参加者数（建設部都市計画課作成）の資料を監査人が加工）

表 41 市町村別の訓練への参加回数

	5回	4回	3回	2回	1回	合計
参加回数	12市町村	11市町村	10市町村	8市町村	10市町村	51市町村

（出典：「震災復興都市計画」模擬訓練 参加者数（建設部都市計画課作成）の資料を監査人が加工）

平成24年度からの参加者数の推移は表40のとおりであり、各市町村の参加者数は、平成25年度より毎年減少傾向にある。また、市町村別の参加回数では、表41のとおり、全5回すべてに参加している団体が12市町村あるも

第3段階では、県及び市町村は都市復興基本計画を策定し、公表する。さらに、地域協議会を組織化し、市街地開発事業や必要な都市施設等、都市計画を決定し、事業等に着手する。

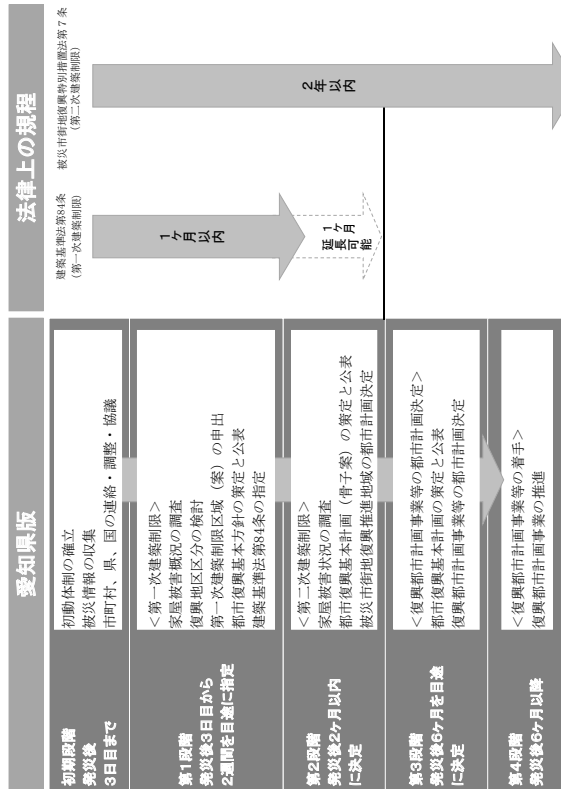


図 30 行政が実施する「震災復興都市計画」の大まかな流れ

(出典：「愛知県震災復興都市計画の手引き」(手引き編)【概要版】を基に監査人が作成)

「震災復興都市計画の手引き」では、第2段階の第二次建築制限区域の設定について、発災後2ヶ月以内に決定することとされているため、「震災復興都市計画」模擬訓練では、住民に対して納得感のある建築制限区域の指定を迅速に行うことに重点が置かれ、家屋被害概況図や家屋被害状況図の模擬作成といった第一次・第二次建築制限区域の設定までを主な内容としている。

しかしながら、どれだけ納得感の得られる建築制限区域を描くことができた場合であっても、市街地に建築行為等の制限を設ける以上、その計画案の提示に対して、地域住民から移住や残留、早期営業再開等の様々な意見が出され、担当者もその対応に多大な時間を費やすことが想定される。

そのため、実際の災害時には住民の理解が促進されるよう、丁寧な説明や、

分かりやすい説明資料の作成といった点も、復興事業を円滑に進めるためには重要となる。現在の模擬訓練では、市町村職員に「震災復興都市計画」の手続きを理解してもらうことにまずは重点をおいており、第一次・第二次建築制限区域の設定作業等を行っている。各市町村において「震災復興都市計画」に対する理解がある程度進んだ段階で、地域住民に対する説明や説明資料作成という点について課題としていく予定である。

< 提言 >

模擬訓練では、都市復興基本計画の策定と公表までの一連の流れを対象とし、基本計画自体の全体像を参加者に理解してもらうことが望まれる。

また、過去の震災における緊急事態での状況把握の事例や問題点として抽出された事項を基に質疑応答事例集やケーススタディを作成するなど、住民への説明の留意事項を体系化し、市町村担当者と共有することが望まれる。

オ 非常時優先業務・業務手順票の適切な記載について (意見)

○対象部局
教育委員会 財務施設課

県では、発災後に県の機能を維持し、必要不可欠な業務を継続できるようにするため、「愛知県庁BCP」を策定している。「愛知県庁BCP」は、災害時にも継続して実施すべき業務又は早期に復旧すべき業務を「非常時優先業務」として特定している。

教育委員会財務施設課の「県立学校施設の応急復旧に関すること」の非常時優先業務・業務手順票は表42のとおりである。

表 42 非常時優先業務・業務手順票

着手時間	1 時間以内
目標時間	6 時間以内
業務手順	災害発生後直ちに県立学校から提出される「風水害等事故発生速報」により被害学校を把握する。
使用様式	「事故発生報告について(平成22年3月26日付教育長通知)」別紙様式1 (出典：「愛知県庁BCP」)

業務手順は時系列で記入することとなっているが、ここでは業務手順は1つのみ記載されている。また、業務手順の文言から、目標時間において何が実施されているべきか判断が付かないため、想定されるアクションを財務施設

課に確認したところ、実際には、県立学校より1時間以内に報告を受け始め、状況を教育委員会総務課に随時報告するとともに、6時間以内に取りまとめることを予定しているとのことであった。

< 提言 >

業務手順は1つではなく、想定する業務手順を確認し、時系列に区分して記載することが望まれる。また、関連する課室、部局間の非常時優先業務・業務手順票を比べて、業務手順や目標時間等に齟齬がないか確認しておくことも有効である。

(5) 防災力の向上

ア 広域避難に向けた環境の更なる整備について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

東日本大震災では、市町村や都道府県の区域を越えた避難（広域避難）が行われた。しかし、このような事態を想定した備えが十分ではなかったため、被災地外での自治体で、受け入れ開始までに時間を要したほか、被災市町村が避難者の先行を十分に把握できないといった課題が生じた。

県の木曾三川下流域には広大な海抜ゼロメートル地帯が存在しており、ひとたび津波被害が生じれば、広範囲かつ長期に渡る浸水被害が想定される。被災自治体の避難所だけでは避難者を十分に収容できない事態や、避難生活の長期化も懸念される。

そのため、県では市町村の区域を超えた広域避難が円滑に進むよう、広域避難体制を整備することが重要である。

広域避難体制の整備は全国的な課題でもあり、全国知事会では、被災県・避難先都道府県（応援県）において想定される対応など、調整手続きのイメージ¹⁸を公表している。また、内閣府においては「大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する検討会」を設置し、広域避難者の受入れや支援についても議論している最中である。

中部圏では「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」において避難場所等の相互使用が明記されており、県域を超えた相互支援の仕組みが整備されてきた。

¹⁸ 「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について（報告）」（平成27年7月全国知事会危機管理・防災特別委員会 広域応援推進検討ワーキンググループ）

このような取組に加え、県は平成28年度に愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、弥富市、美濃加茂市と共同で「東海三県一市による広域避難訓練」を実施している。これは、海抜ゼロメートル地帯の被災市民を応援県が円滑に受け入れるため、避難オペレーションの検証を目的として実施した。また、東海三県一市では、被災県や応援県が実施すべき内容・方針を整理するなど、広域避難体制の確立に努めてきた。

しかし、広域避難に係る具体的な手順は未だ検討中の部分もあり、広域避難体制の確立にまでは至っていないかった。

< 提言 >

広域避難体制の整備には、避難者の移動手段の確保、避難者数の適切な想定、避難先の選定・確保等、様々な課題がある。被災自治体と避難先自治体の費用負担など、県単独で検討できない事項もある。そのため、広域避難に係る具体的な手順は容易に確立できないものではない。実際、平成25年3月末時点において、広域避難に関する手順等を策定している県は23%¹⁹（広域避難が必要になると考える26都道府県のうち6都道府県が策定済）にとどまっており、広域避難体制の確立は多くの都道府県において課題となっている。

しかしながら、広域避難は避難者の生活水準の向上に向けて有用と考えられる上、国においても広域避難体制の整備を推進していることから、県が積極的に取り組むべき課題の一つといえる。

県が平成28年度に実施した「東海三県一市による広域避難訓練」のような取組は、課題の洗い出しや体制の整備に向けて有用な取組であり、評価すべき取組である。今後このような取組を継続しながら、広域避難体制を整備することが望まれる。

イ 県内NPO等との連携について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

災害時の支援には、例えば被災直後であれば、介護、子どものケアなど、医療・福祉系の支援のほか、重機を扱う支援、外国人や留学生に対する多言語支援などがある。また、生活の再建期には弁護士や行政書士といった法律・制度面の知見を有する者や、都市計画の専門知識を持った者による支援が必要となることも考えられる。

¹⁹ 「震災対策の推進に関する行政評価・監視一災害応急対策を中心として一結果報告書」（平成26年6月 総務省行政評価局：http://www.soumu.go.jp/main_content/000411652.pdf）

行政のリソースにも限界がある中、被災者へきめ細やかに対応するためには、このように専門的な知見を有したNPOや職能団体の支援が不可欠である。

熊本地震では「火の国会議」として、熊本県内で活動するNPO等や非被災地からの支援団体が一堂に集まる場を設け、支援の重複や支援空白域の解消、専門的な知見を必要とする支援ニーズの共有などが行われた。しかしながら、震災時には様々なNPOや職能団体による支援が行われるため、熊本地震では互いの活動内容や活動領域が分からず、連携が円滑に進まなかったといった意見も認められた。

このような背景を踏まえると、平時から様々なボランティア団体、職能団体、社会福祉協議会、行政などが、災害時の連携に向けたネットワーク、すなわち「顔の見える関係」づくりを進めておくことが有用と考えられる。この点は内閣府に設置された「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」においても指摘されているところである。

県でも、NPO等と行政の連携や、NPO間での連携が重要であるとの認識に基づき、平成10年6月には「防災のための愛知県ボランティア連絡会」を設置し、また、構成員とは「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結してきた。「防災のための愛知県ボランティア連絡会」は、原則として年に4回開催され、ボランティア団体等や県との情報交換・交流が行われてきた。

しかし、「防災のための愛知県ボランティア連絡会」に参加しているメンバーは、災害支援を多く実施してきた県内のNPO等15団体にとどまり、それ以外の団体が平時から交流する仕組みは構築されていなかった。

< 提言 >

災害時には防災分野のNPOだけでなく、様々なNPO、職能団体などがそれぞれ専門的知見を活かし、連携しながら活動することが期待される。また、円滑な災害対応に向けてはNPO等同士の交流だけでなく、NPO等と行政においても「顔の見える関係」が重要である。このためには、県が中心となつて平時の段階からNPOや職能団体等の交流会を設置するなど、各団体が「顔の見える関係」を構築するための環境を整備することが望まれる。

防災局は介護、子どものケア、外国人支援といった防災系以外のNPO等の関係構築を各部署に働きかけ、各部署は自らの業務範囲で関連するNPO等との関係性を平時から構築することが有効と考えられる(Step1、図31)。その上で、例えば交流会等を通じて、1) 県の各部署と様々なNPO等、2) 県内の様々な分野のNPO等間、といったネットワークを構築することが考えられる(Step2)。

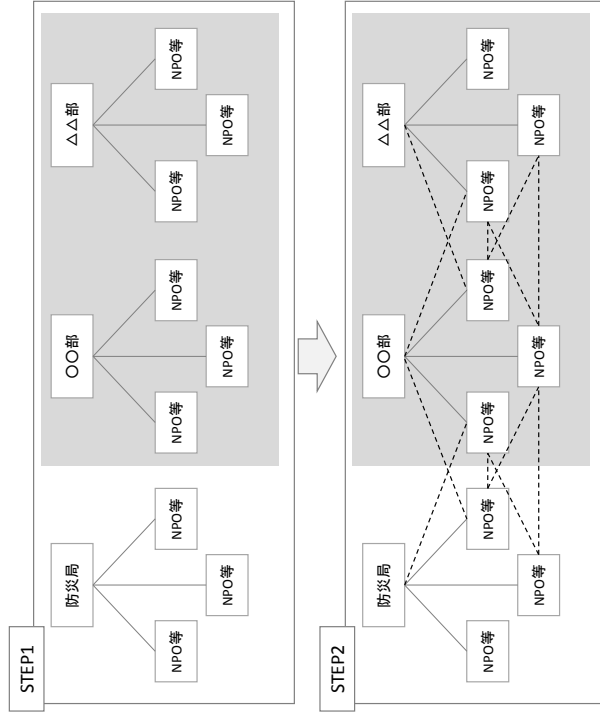


図 31 顔の見える関係づくりに向けた進め方 (案)

まずは Step 1 のとおり各部署が関連するNPO等との関係性を構築し、その上で Step 2 の破線のとおり、1) 県の各部署と様々なNPO等、2) 県内の様々な分野のNPO等の間、といったネットワークを構築することが考えられる。

ウ 県民意識の更なる把握について (意見)

○対象部局

防災局 防災危機管理課

県では、県民の防災意識や家庭での防災対策の実態とその変化を把握し、今後の地震防災対策の基礎資料とすることを目的として、2年に1度「防災(地震)に関する意識調査」を実施している。

この意識調査は、県民の防災意識を把握し、また、各種の啓発事業の効果を検討する上で有用な資料の一つといえる。

しかしながら、回答者は無作為で抽出していることから同一人物の経年変化を把握できないことや、調査結果後の意識の変化をよりタイムリーに把握することが課題である。

＜ 提言 ＞

県民の自助・共助に向けた意識を詳細に把握することは、各種の施策の検討など地震防災対策の基礎資料として有用である。現在、2年に一度の調査は行われているものの、より詳細な意識調査の必要性について検討することが望まれる。

なお、例えばインターネット経由でアンケートを実施できる環境を構築することも、一つの案として考えられる。現在はスマートフォン普及率が7割²⁰⁾を超えており、多くの人が回答可能である。また、回答の集計作業も効率化が期待される。デメリットとしてインターネット経由では、パソコンやスマートフォンを利用しない高齢者等の回答が得られにくい可能性があるが、一方で郵送よりも手間が少なく、気軽に回答しやすいというメリットも考えられる。デメリットについては、母集団の属性をあらかじめアンケート項目に加え、その属性から得られた回答という点を認識した上でアンケート結果を活用すればよい。

このように、施策の効果測定や改善に向けて、県民の防災意識をより詳細に把握することが望ましく、そのためには、インターネットを活用した手法を構築することが一つの案として考えられる。

Ⅱ 防災人材のフォローアップの強化について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

地域防災力の向上には、地域の防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーや、ボランティアコーディネーターなど、防災に関する知識を有した人材の育成が有効である。

県では防災人材の育成に向け、「防災・減災カレッジ（防災人材育成研修）」や「防災人材交流セミナー」、高校生を対象とした「高校生防災セミナー」を開催するなど、様々な活動を行ってきた。

また、これら防災人材に対する研修やセミナーなどのフォローアップは市町村が中心となって実施されてきた。加えて県としてもこれらのフォローアップをより強固なものとするため、「あいち防災リーダー会」や「防災人材交流セミナー」、防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ講座・

レベルアップ講座の開催などを支援してきた。

しかし、これら県による防災人材へのフォローアップが行われているものの、「あいち防災リーダー会」や「防災人材交流セミナー」等の出席者は限られているなど、防災人材同士の交流やフォローアップ体制の支援には改善の余地が見られた。

＜ 提言 ＞

市町村や県においても既に様々なフォローアップが行われているが、今後もフォローアップ体制の強化策について検討することが望まれる。

例えば、防災・減災カレッジの修了者に対して防災セミナー講師やボランティアの募集情報などが記載されたメールマガジンを発行するなど、定期的に防災情報と接する環境を構築することも一つの手段として考えられる。

オ 愛知県消防学校における早期の設備改修について（意見）

○対象部局

防災局 消防保安課

愛知県消防学校において現在使用している主要な施設は昭和50年代に整備され、築40年程度を経過したことから建物・設備の老朽化が進んでいる。平成28年度に実施した消防学校施設設備現況調査では、建物の構造体耐久性については今後も長期の使用に耐えうるとの結果が出ている（長寿命化工事により築80年程度まで使用可能）ものの、配管については初期～中期の劣化状態にあり、各建物の内外装等についても緊急を要する不具合箇所が認められている。

このように、施設の老朽化があるだけでなく、築40年程度を経過して消防学校を取り巻く環境も変化してきたことから、消防学校の設備面に次の課題が認められた。

- ・ ベテラン職員の大量退職を補充するため近年は新規採用数が増加しているものの、初任科生を収容できず大教室や寮室が不足し全て同時に受け入れることができなかった。なお、消防学校ではやむを得ず初任科生を前期（4月から9月）・後期（10月から3月）の2期に分けて受け入れるといった対策を講じているが、後期生は消防学校での訓練を受ける前に各消防本部で業務にあたらざるを得ない状況である。
- ・ 総務省消防庁は「消防学校の施設、人員及び運営の基準」において消防学校が満たすべき訓練施設の内容などを定めている。これは随時改正されるものであり、例えば平成27年3月31日では、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設の整備を新たに求めた。

²⁰ 「平成28年版情報通信白書」より

既存の消防学校は同基準を全て満たす必要はないものの、県の消防学校は築40年程度を経過していることから、最新の基準で求められる要件と消防学校の設備等のかい離が増加しつつあった。

- ・ 男女共同参画の観点からも消防本部における女性消防吏員の活躍が期待されているが、寮室等は現在の女性が求めるニーズを充足しているとはいえなかった。
- ・ 老朽化によって安全面及び衛生面の確保に懸念が生じる設備が認められた。

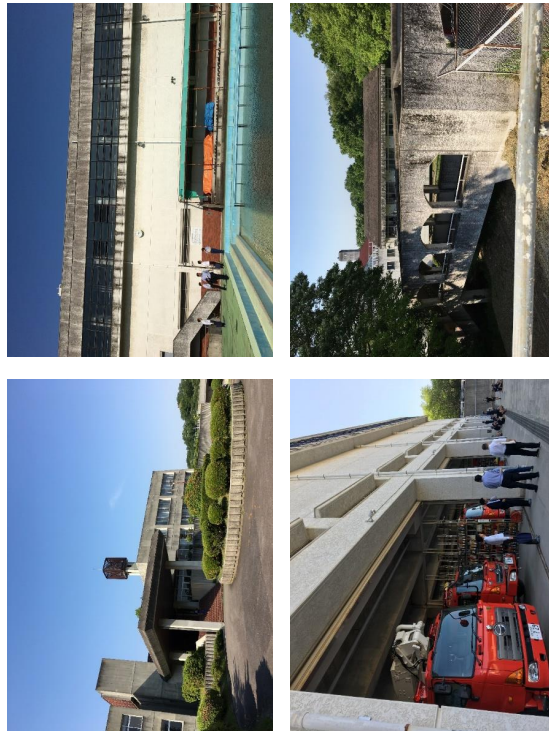


図 32 消防学校の様子

< 提言 >

現在の消防学校は築40年程度が経過し、消防学校に求められる訓練施設は現在の水準とかい離していた。県は消防学校に必要な訓練施設や寮の設備について検討した上で、訓練施設の必要度や老朽度合いに応じて順次、設備の導入・更新を実施することが望まれる。

なお、これらの課題に対応するため、県は平成28年度に愛知県消防学校施設機能検討調査会議において今後の対応を検討し、今年度より具体的整備計

画の策定に着手している。この取組を推進し、早期の設備更新が望まれる。

(6) その他

ア 文書施行時の公印使用承認印の押印、施行日の記入について（指摘）

○対象部局

防災局 災害対策課、消防保安課

「愛知県公印取扱規程」の第3条において「公印を使用しようとする者は、施行する行政文書に決裁文書又は証拠書類を添えて、管守者又は公印取扱者の承認を得なければならない。」と定めがあり、公印使用が承認された場合には、決裁文書の「公印使用承認印」欄に押印するとともに、押印した書類の施行日について「施行日等」欄に施行日の記載が必要となる。

決裁文書（文書番号28炎対第554号）にて「平成28年度愛知県・弥富市津波・地震防災訓練に係る訓練施設設置委託業務の完了検査の結果について（通知）」の公印使用について決裁を受けているが、「公印使用承認印」及び「施行日等」について押印・記載がなされていなかった。

< 提言 >

公印が規程に従い正しく使用されたこと、及び施行日を明確にするため、公印使用承認印の押印及び、施行日の記入は漏れなく行う必要がある。

イ 委任状及び旅費振込申出書（嘱託員等用）の日付の記入について（指摘）

○対象部局

防災局 消防保安課

愛知県防災航空隊は県内の消防本部からの派遣者が12名在籍している。これらの職員は、派遣前に事前研修を受けるが、その時点では県の職員ではないため、研修等の参加のために旅費が発生した場合には委任状を作成して受任者を指定する方法で旅費を請求している。愛知県防災ヘリコプター愛称選考委員会の旅費の請求についても同様の方法で行っている。

県の職員に委任する場合には、委任状を作成して受任者を指定する必要があるが、「28消保第3235号」の防災ヘリコプター運営候補者に対する事前研修の旅費の請求に関する「委任状」及び「旅費振込申出書（嘱託員等用）」の日

付の記入がなされていなかった。
同様に、「28 消床第 2742 号」の愛知県防災ヘリコプター愛称選考委員会の旅費の請求に関する「委任状」及び「旅費振込申出書(嘱託員等用)」の日付の記入がなされていなかった。

< 提言 >

委任日を明確にするためにも日付を記入する必要がある。

